

鳥取市の 公共施設の再配置 7つの質問

～わかりやすい 鳥取市の公共施設経営～

教えて、とっとりん！



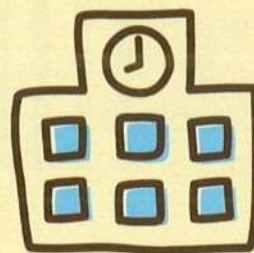
私に任せて！



質問1 公共施設の再配置って、何のこと？

●公共施設とは

学校、公民館、保育園、図書館といった鳥取市が保有する公共サービスを提供する施設（公共建築物）のことをいいます。



●公共施設の再配置とは

今ある公共施設について、“サービス内容”や“規模”の必要性を検討します。

今後も必要なサービス（施設）であれば、それを維持・向上していくため、施設の建替えのみでなく、様々な手法を進めていくことを再配置といいます。

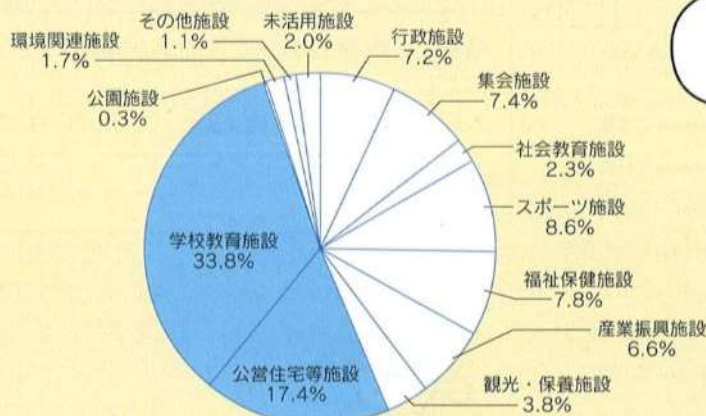
例えば、別々のサービスを提供していた複数の施設を一つの施設に集める『複合化』、運営主体や管理方法を変更する『民営化』、『統廃合』なども再配置の手法です。

質問2 公共施設って、どれくらいあるの？

●鳥取市は、1,001施設、1,941棟、延床面積約90万㎡の公共施設（水道、病院を除く建物）を保有しています。

●市民1人あたりで計算すると、約4.65㎡の施設を保有していて、全国平均の約3.42㎡の1.4倍となります。

●施設分類別の延床面積の割合



延床面積のうち、約半分は学校と公営住宅なんだね。



(2014年2月 鳥取市公共施設白書より)

質問3

なぜ、今、再配置が必要なの？

- 「人口推計」、「公共施設の老朽化」及び「財政状況」の3点から、今から公共施設の再配置（経営）に取り組むことが必要と考えています。

●人口推計

鳥取市の人口は2005年をピークに減少に転じ、今後も減っていきます。



(鳥取市人口ビジョンより)

人口が減っていけば、施設利用者は減るよね。
少子高齢化による年齢構成の変化で求められる施設も変わるし、将来を見据えて、施設のあり方を考えることが重要だよ。



●公共施設の老朽化

高度経済成長期以降、人口の増加にあわせるように、多くの公共施設を建設しており、それらの施設の老朽化が進んでいます。

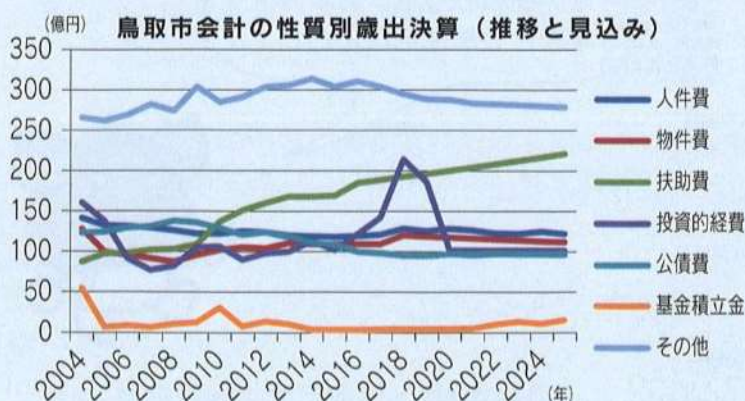


同じような時期に建設したから、建替え（更新）が必要となる時期も重なるってことか。
ほっとくと危ないし…これから多額の更新費用が必要となりそうだね。



●財政状況

扶助費（社会福祉に要する経費）の割合が増え、公共施設の更新などに充てられる費用の確保が難しくなっています。



高齢化の影響もあって扶助費が増えているんだね。
人口（特に生産年齢人口）の減少に伴って、税収入等が減るって聞いたし、財政状況は厳しいね。



「人口減少・少子高齢社会による人口構成の変化」
「施設更新時期の集中によって発生する多額の建替え費用」
「限られた財源と、扶助費の増大等による財政需要の変化」



といった課題により、『今ある』施設を『今ある』場所で、
『今ある』カタチ（規模）で保有し続けることが見直されているよ。
これは全国の自治体共通の課題で、『**公共施設の更新問題**』[※]

と呼ばれているんだ。

※更新…施設を建替え・大規模改修すること

だから

必要な施設（サービス）を維持し、
みんなの生活を支えるために、
公共施設の再配置を行う必要があるんだね！

将来を見据えて『今』考えることで、
みんなが住みやすいまちづくりにもつながるね！



質問4 施設の更新費用は確保できるの？

- 鳥取市の試算では、全ての施設を保有し続けるために必要な更新費用は、1年あたり約66億円（今後50年間の平均）です。現在の財政状況から考えると、全ての公共施設を更新する費用を確保していくことは難しいと考えています。
- 鳥取市では必要な施設（サービス）を維持するために再配置に取り組み、今後40年間で施設の約29%（延床面積基準）を縮減する目標を立てました。

質問5 市民や利用者の意見はどのように聞くの？

- 現在は、再配置の全体計画（方針）を検討している段階です。具体的な事業の検討や実施にあたっては、施設用途や規模に応じて、意見交換会や説明会を開催し、市民の皆さんや利用者の方々の意見を伺います。

みんなの意見で
より良い施設を！

再配置に
向けた全体
計画の策定

建物の
建替時期
が近づく

説明を実施
意見を伺う

事業計画(案)
の検討

事業計画
の確定

設計
・
工事

完成



(イメージ)

質問6 再配置を進めると公共施設はどうなるの？

- 再配置によって効果的な施設の更新が進むことで、施設をより快適・安全に利用することができます。
- 複数のサービスが一つの施設に入れば、一つの施設で複数のサービスが受けられるとともに、利便性が向上します。また、様々な利用者による新たな交流・コミュニティが生まれるきっかけになります。
- 施設が減少することで、更新や維持管理にかかるコストが削減されます。
- 施設の有効活用を進めることで、地域活性化や収入増などにつながります。
- 施設の利用方法や位置等が、今までと異なることで不便を感じる可能性もあります。



メリットの方が
多い気がするね！

質問7 建物以外の道路や上下水道などはどうするの？

- 道路や上下水道、橋りょうといったインフラも、更新問題があります。長期的な視点をもって、計画的な対応を図っていきます。



- ・それぞれのインフラについて、計画的な修繕や長寿命化に向けた計画が策定され、公共建築物と同様に適正管理の取り組みを進めています。
- ・公共建築物とインフラを対象とした「鳥取市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設等全体を管理する仕組みを作っています。

●財産経営課では、公共建築物に関して、次の方針・計画等を策定・公表しています。

- ・鳥取市公共施設白書
- ・鳥取市公共施設の経営基本方針
- ・鳥取市公共施設等総合管理計画
- ・鳥取市公共施設再配置基本計画（仮称）
→再配置基本計画は作成中です。



公共施設の再配置は、公共サービス・市民生活を守りつつ、鳥取市を次世代に健全な状態で引き継ぐための取り組みです。みんなで創意工夫して『公共施設の更新問題』を乗り越えていきましょう！

※ご希望に応じて出前座談会を受け付けています。
※詳細は、鳥取市公式ウェブサイトをご覧ください。

鳥取市 総務部 総務調整監 財産経営課
〒680-0845 鳥取市富安二丁目138-4
電話 0857-20-3852
E-mail : zaisankanri@city.tottori.lg.jp



平成28年2月
担当：財産経営課
電話：0857-20-3852

鳥取市公共施設再配置基本計画（仮称）の作成について

鳥取市は、社会的課題である「公共施設の更新問題」に対応し、“いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる鳥取市”の実現に向けて『新しい公共施設経営』に取り組んでいます。

昨年11月にお知らせしたとおり、現在は『鳥取市公共施設再配置基本計画（仮称）』の策定作業を進めており、このたび、計画“たたき台”を作成しました。

今後、本計画をさらに精査し、計画“素案”とした後、市民政策コメント（パブリックコメント）を募集することとしていますのでお知らせします。

記

1 計画“たたき台” 別紙のとおり

2 市民政策コメント募集期間

平成28年2月中旬～3月中旬（調整中）

3 その他

（1）本計画に掲載する「個別の建物（施設）について」は、決定事項ではありません。

※実際に更新や施設見直しを検討する際には、この計画をふまえて、より具体的な見直し方針や手法等について検討します。また、これまでどおり、地域住民や関係者等と協議・調整しつつ、事業化に向けた実施計画等の作成など進めていきます。

（2）個別施設の方向性等についてご質問がある場合は、各施設の所管課にお問い合わせください。

●出前座談会

「公共施設の更新問題」等について、担当職員が出向いて説明し、意見交換する“出前座談会”を開催しています。

- ・対象：市内在住・在勤・在学のグループ（5人以上）
- ・会場：申込者が設定（申込者負担）
- ・時間：午前9時から午後8時までの間（1時間程度）
（詳細は、財産経営課へお問い合わせください。）

（検討中の資料）

鳥取市公共施設再配置基本計画（仮称）

たたき台

本資料は、平成28年1月29日時点の“たたき台”です。
 現在、内容を精査しており、今後“素案”とする予定です。
 ※2月中旬から素案に対する市民政策コメントを募集する予定です。

鳥取市

平成28年 月

構成（目次）

第1章 公共施設再配置基本計画について	3
第2章 鳥取市の現状と「公共施設の更新問題」	4
第3章 「新しい公共施設経営（ファシリテイジメント）」の指針	4
第4章 今後の施設の方向性（更新時の考え方等）	6
1 行政施設	10
2 地区集会施設	14
3 広域集会施設	19
4 社会教育施設	20
5 人権福祉センター	21
6 文化学習施設	22
7 生涯学習施設	24
8 スポーツ施設	25
9 保育園（幼稚園）	29
10 児童福祉施設	30
11 高齢者支援施設	33
12 障がい者支援施設	35
13 保健・医療施設	35
14 産業振興施設	38
15 農業振興施設	41
16 観光・保養施設	44
17 公営住宅	48
18 学校関連施設	50
19 公園施設	53
20 環境関連施設	54
21 その他施設	55
第5章 事業化に向けた考え方	61
第6章 再配置計画の推進・マネジメント	62
用語説明	63
参考資料	＜作成中＞

第1章 公共施設再配置基本計画について

1 趣旨

本市では、公共施設の更新問題（以下、「更新問題」という。）に対応するため、『新しい公共施設経営（ファシリティマネジメント）』に取り組んでいます。

平成26年度には、この「新しい公共施設経営」の基本的な考え方（取組指針）となる「鳥取市公共施設の経営基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定し、“公共サービスの維持・向上”、“安全・安心な市民生活”並びに“次世代の負担軽減”の3点を公共施設経営の目的として掲げました。

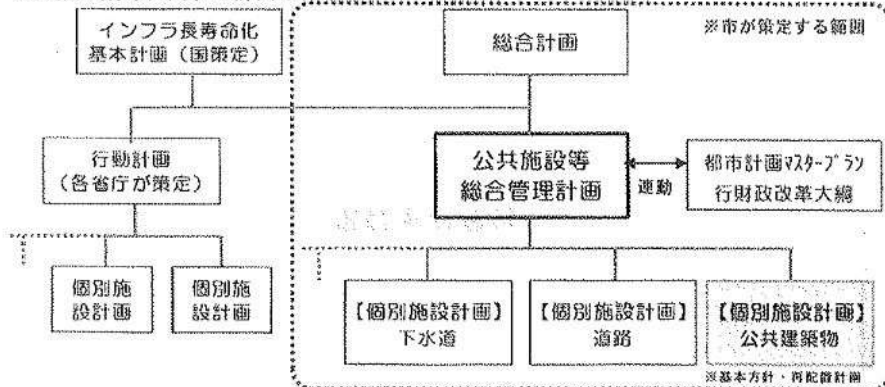
これらの目的を達成するためには、公共施設経営をソフト面・ハード面の両方から考え、総合的かつ戦略的に取り組むことが必要となります。

そのため、本市では、“次世代の負担軽減”を前提とし、“公共サービスの維持・向上”に重点をおいた『鳥取市公共施設再配置基本計画』（以下「再配置計画」という。）を策定し、各施設における“公共サービス提供のあり方”や“今後の施設の方向性”等についてまとめました。

2 計画の位置付け

- ① 再配置計画は、基本方針に沿って策定するものであり、平成26年4月に国（総務省）が各自治体に策定を要請した「公共施設等総合管理計画」の下位に位置づけられる「個別施設計画」に該当するものです。
- ② 再配置計画は、本市の最上位計画である「鳥取市総合計画」の下位に位置する計画であり、「鳥取市行財政改革大綱」及び「鳥取市都市計画マスタープラン」と連動し、今後のまちづくり・公共サービスを考えるための計画です。
- ③ 再配置計画は、基本方針に掲げる公共施設経営の3つの目的のうち、主として「公共サービスの維持・向上」及び「次世代の負担軽減」の達成に向けた、本市の公共施設の活用・再配置等についての行動計画です。
- ④ 再配置計画は各施設における“今後の施設の方向性（考え方）”を示すものであり、事業化に向けては、関係者との協議・調整や事業費確保（予算議決）、実施計画の策定などが必要となります。

＜公共施設等に関する計画の体系＞



第2章 鳥取市の現状と「公共施設の更新問題」

市町村合併以降、本市においては、施設の統廃合、集会所等の地元譲渡など、公共施設の整理や、指定管理者制度の導入による効果的運営に努めてきましたが、施設の更新や整備、修繕は、施設所管課の施策や判断を基に施設毎に個別で検討されてきました。

そうした中、平成25年度から、公共施設経営を総合的かつ一元的に推進する取組を始めました。その取り組みの一つが、公共施設を取り巻く現状と課題を『見える化（可視化）』し、市民の皆さんと情報を共有する資料となる『鳥取市公共施設白書』の作成（平成26年2月公表）です。

この「公共施設白書」により、本市が“『老朽化する公共施設の更新に必要な多額の経費』を『減少していく財源』で賄わないといけないという「公共施設の更新問題」を抱えている”という状況が明確となりました。

＜作成中＞

第3章 「新しい公共施設経営（ファシリティマネジメント）」の指針

1 「鳥取市公共施設の経営基本方針」の策定

更新問題は全国の自治体で共通の課題であり、本市においては、“市町村合併に伴う公共施設の増加”や“普通交付税の合併算定替えによる財政措置の段階的な縮減”という事情もふまえる必要があります。

また、更新問題に対応するには、これまで定着していた公共施設に関する既成概念を見直す必要があり、ときとして利便性等に影響を及ぼす可能性も否定できません。

しかし、人口減少・少子高齢化は社会様態の変化であり、同時期に公共施設が更新時期を迎えるということは、イマこそが変革の時期であり、“公共サービスの新たな可能性を拓く”好機（チャンス）ともいえます。

そこで本市は、前向きに『新しい公共施設経営（ファシリティマネジメント）』を推進することで更新問題に対応し、将来にわたって市民へ過度な負担を押し付けない、“いつまでも暮らしたい。誰もが暮らしたくなる鳥取市”の実現をめざすこととしました。

この「新しい公共施設経営」を中長期的な視点で戦略的かつ総合的に推進していくため、平成27年2月、取組の骨子となる「鳥取市公共施設の経営基本方針」を策定しました。

2 基本方針の概要

(1) 課題の抽出

新しい公共施設経営において、本市が取り組むべき課題を3点に絞り込みました。

（課題1）多様化が見込まれる市民ニーズに対応するため、新しい視点での公共施設の運営や民間活力の活用が求められます。

（課題2）安全・安心な市民生活を支え、災害にも強い、安全性・耐震性を備えた公共施設を確保することが求められます。

（課題3）次世代への負担を軽減するため、長期的な視点を持ちつつ、早期に取り組むことが求められます。

※ 絞り込みにあたっては、市民アンケートの結果をはじめ、有識者会議である「鳥取市公共施設のあり方見直し研究会」からの提言、さらには公開講演会の講師を務めていただいた先進自治体（浜松市・長野市・さいたま市ほか）の実務経験者から助言など、さまざまな視点をふまえ決定しました。

（2）目的の設定

“取り組むべき課題”をふまえ、公共施設経営に取り組む目的を次の3つとします。

本市は、3つの目的に向かって、市民と情報共有し、公民連携を深めながら公共施設経営に継続して取り組むことで、「いつまでも暮らしたい。誰もが暮らしたくなる鳥取市」の実現に寄与します。

（目的1）公共サービスの維持・向上

～建物ではなく、サービスの提供を重視すること～

市民ニーズや社会様態にあった公共施設に転換することで、施設におけるサービスの維持・向上を図ります。

（目的2）安全・安心な市民生活

～市民・施設利用者の生命を守ること～

将来にわたって安全性の確保された公共施設を市民に提供し、安全で安心な市民生活・活動を支えます。

（目的3）次世代の負担軽減

～市が保有する施設（土地・建物）の総量を圧縮すること～

中長期的な視点を持ち、公共施設にかかる生涯経費を圧縮し、次世代へ過度な負担をかけません。

3 数値目標

公共施設経営の目的の一つである「次世代への負担軽減」を確実に達成するため、「40年間で延床面積29%の縮減」を数値目標として取り組みます。なお、長期的な取り組みであるため、目標数値は適宜見直します。

＜作成中＞

第4章 今後の施設の方向性（更新時の考え方等）

再配置計画では、経営基本方針で定めた施設分類別の方向性や個別施設の状況（利用実態・建物状態）等をふまえ、今後の方向性（考え方）について示します。

施設が更新等検討時期（耐用年数をふまえて更新・見直し時期の目安）を迎えた際は、この方向性に基づき具体的な検討を進めていきます。

1 方向性の取り扱い

◆この施設の方向性は、市における現時点の基本的な方向性（考え方）であり、確定事項ではありません。

各施設において、更新（建替えや大規模改修等）や施設見直し（施設が不必要となる等）が必要となった場合、すなわち「将来的にどうするのか」という方向性について、現時点での基本的な方向性（考え方）をまとめたものです。

実際に更新や施設見直しを検討する際には、この方向性をふまえ、より具体的な方向性や手法等について検討し、事業化に向けた実施計画等を作成し、関係者等との調整を進めていきます。

なお、社会情勢の変化等をふまえ、“新しい公共施設経営”の目的達成に向けた最も適した事業が実現できるよう、方向性を見直していくこととします

2 対象施設等

（1）対象施設の考え方

施設白書を基にした公共施設台帳（データベース）に掲載している全ての公共建築物を対象とします。ただし、従属的な施設など特殊な施設の方向性については、次のとおり取り扱います。

①複数の施設（棟）で構成される施設は、主となる施設のみ方向性を示します。「従属的な施設」は主となる施設に準ずるため、記載を省略します。

例：ア）総合支所（主）と総合支所車庫・駐輪場（従）

イ）学校（主）と学校プール（従）

ウ）団地（主）と団地ポンプ室・ゴミ置き場・団地集会所等（従）

②主たる建築物の伴わない公共サービスの「付属施設」は、公共施設再配置以外の視点から検討するため、記載を省略します。（概ね100㎡未満の小規模なもの）

例：グラウンドの器具庫・更衣室・トイレ

③「簡易水道施設など」は、他の計画等において詳細な検討を行うため、再配置計画では記載を省略します。

例：ア）簡易水道施設や浄水場等

公営企業会計への移行が予定されており、移行先の計画で検討

イ) 公園内のトイレ等

公園施設（都市公園）は「鳥取市公園長寿命化計画」で検討

④「移転等の見直しを検討することが困難な施設」は、再配置計画での検討が適当でないため、記載を省略します。

- 例：ア) 養苑
- イ) 移動通信鉄塔施設
- ウ) バス停

(2) 更新等を検討する時期（耐用年数の到来時期）の考え方

建物の耐用年数は、建築年や構造、用途等によって異なります。*また、実際に更新する時期は、建物の利用・立地状況や劣化進捗度などによって前後するものです。

しかしながら、更新を検討する時期が分からなくては、施設利用者にとって不安材料になるほか、今後の利活用策を検討する際にも不都合です。

そのため、再配置計画では、財務省令を基に算出した“建物(施設)の「耐用年数」”から“具体的に施設の更新等を検討する時期(耐用年数の到来時期)”である『更新等検討時期』を設定しました。

『更新等検討時期』は、計画期間を10年毎に4分割し、第1期から第4期までに分類しました。この『更新等検討時期』を“建物が耐用年数を迎え、更新等を検討する時期(タイミング)”として一つの目安とします。

なお、“施設が不要となる”“複合化(移転先)の対象となる”など、施設見直しが必要となった場合は、更新等検討時期(耐用年数の到来時期)に関わらず、方向性を検討することとなります。

※再配置計画では、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(財務省令)」に基に耐用年数を算出しています。(公共施設白書等も同様)

〈更新等検討時期〉	
第1期	2016～2024年(既に更新等検討時期(耐用年数)を迎えた施設含む)
第2期	2025～2034年
第3期	2035～2044年
第4期	2045～2054年

(3) 個別施設の方向性（施設見直し）の考え方

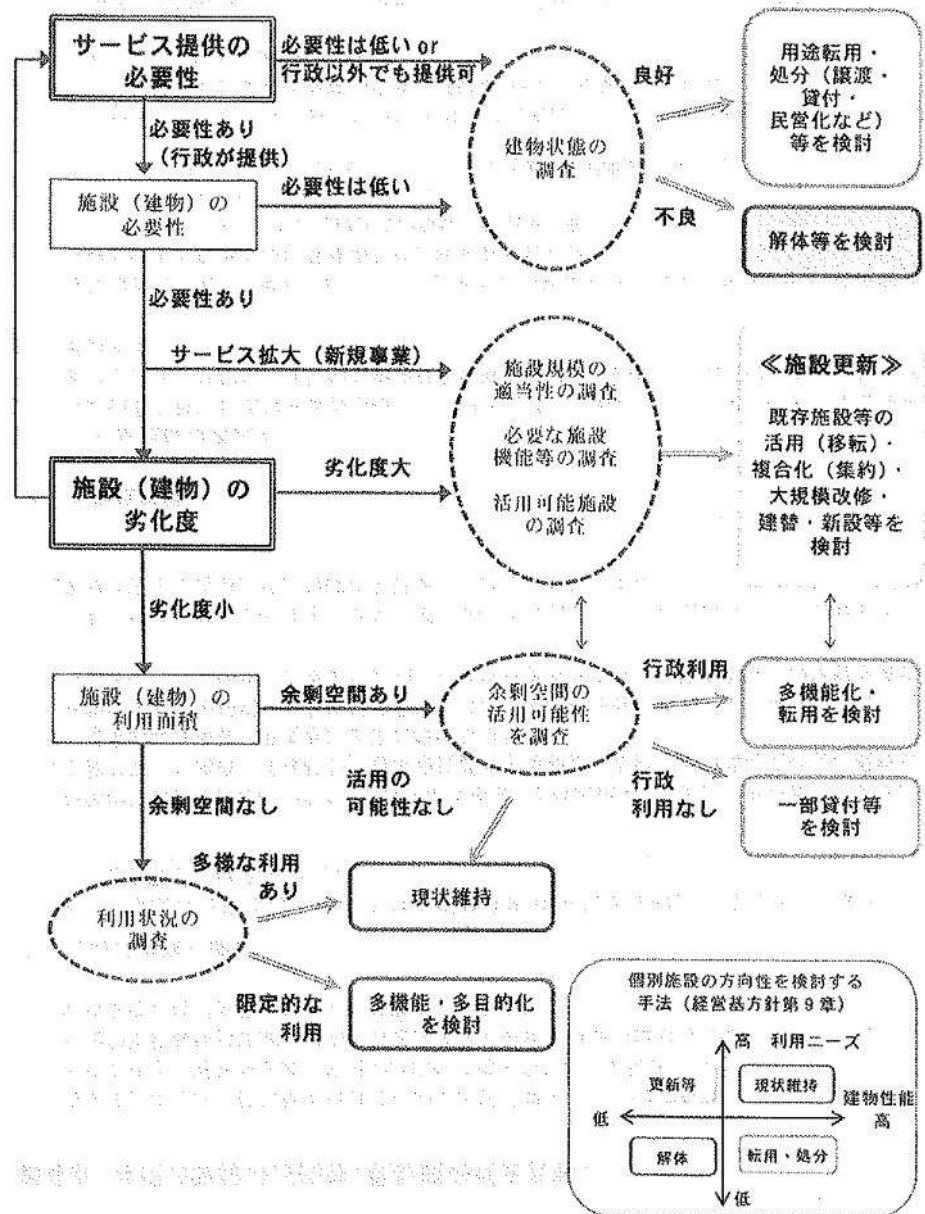
具体的な施設の方向性（施設見直し）を検討するにあたっては、施設分類別の方向性に加え、『①サービス提供の必要性』と『②施設(建物)の劣化度』の2つが重要項目（施設見直しを検討するポイント）となります。

その上で、必要な施設規模や活用可能な既存施設の有無などをふまえ、本市がめざす公共施設経営に沿った事業計画（更新・処分など）を作成していきます。

その際には、次のようなフロー図によって検討を進めます。

〈作成中〉

○個別施設の方向性検討（施設見直し）のフロー図（イメージ）



3 個別施設の方向性

※「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので決定事項ではありません。

「個別施設における方向性」の読み方

〈施設分類を記載〉

◆位置付け

〈施設（分類）を設置している目的等を記載〉

◆サービス提供の方針

〈今後、施設を通じた公共サービスをどうしていくのか方向性を記載〉

◆基本的な考え方

更新時の方向性	〈建物の老朽化・劣化が進み、更新が必要となった場合の考え方を記載〉
配置の考え方	〈将来的に、施設の配置（位置や数）をどうしていくか基本的な考え方を記載〉
特記事項	

◆個別の建物（施設）について

ア) 基本的な考え方をふまえて検討する施設

〈上記の“基本的な考え方”をふまえて検討する施設について、「考え方の補足」と「更新等検討時期（躯体が耐用年数を迎える時期）」を掲載〉
 ◎更新等検討時期は、施設の主な建物（躯体部分）が耐用年数（財務省令基準）を迎える時期です。これは、更新等（建替え・廃止等）を考える時期の参考（目安）となりますが、実際の更新時期は実地で劣化度等を調査・確認する必要があります。

第1期 (2016~)	第2期 (2025~)	第3期 (2035~)	第4期 (2045~)

※今後40年間に更新等検討時期を迎えない施設について参考として枠外に掲載します。

イ) 耐震性能が低い施設・上記以外の施設

〈“耐震性能が低い施設”や“より具体的なあり方等が検討されている施設”等については下記の表により記載〉

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
	〈今後、施設のあり方をどうするかを記載〉	〈更新時に現在の建物をどうするか記載〉				

※更新等検討時期

- 1（第1期）：2016～2024年（既に更新等検討時期（耐用年数）を迎えた施設含む）、
- 2（第2期）：2025～2034年、3（第3期）：2035～2044年、4（第4期）：2045～2054年

1 行政施設

(1) 市庁舎

（所管：財産経営課・庁舎整備局）

◆位置付け

行政サービスの提供の場、全市的な防災の拠点として設置

◆サービス提供の方針

市民の安全・安心な暮らしを支え、行政サービスを提供していく拠点として維持します。現状維持に加えて、中核市への移行による更なる行政サービス充実を図ります。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①今後提供すべき行政サービスをふまえ、規模を検討します。 ②核になる施設として、更新時に分散する庁舎機能の集約を検討します。
配置の考え方	・市域に1施設の配置を基本とします。
特記事項	・新本庁舎建設に向けて詳細を検討しています。

◆個別の建物（施設）について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
本庁舎	現状どおり活用	解体を検討	○			
第2庁舎	現状どおり活用	解体を検討	○			
駅南庁舎	現状どおり活用。（中核市への移行にともない活用）	活用する施設分類の基本的な考え方をふまえて検討			○	

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

- 1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

(2) 総合支所

（所管：財産経営課）

◆位置付け

行政サービスの提供の場、各地域の防災の拠点施設として設置

◆サービス提供の方針

各地域における「防災」「窓口サービス」「地域活性化」を担うため、サービスの提供を維持します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①他の既存施設の活用を検討します。 ②単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。 ③拠点になる施設として、周辺の公共施設等との複合化を検討します。
配置の考え方	・現行のとおり旧自治体単位（合併地域）に配置します。

特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 更新時の方向性をふまえ、耐震性能の向上を検討しています。 長期的な観点での総合支所のあり方について、新市域を取り巻く状況を見極めながら検討をしていきます。
------	--

◆個別の建物（施設）について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
鹿野町総合支所	現状どおり活用。または機能移転を検討（借地解消を検討）	機能移転の場合は更新しません。基本的な考え方をふまえ検討		○		
青谷町総合支所	現状どおり活用	基本的な考え方をふまえ検討			○	
園府町総合支所	現状どおり活用	基本的な考え方をふまえ検討				○

◆耐震性能が低い施設について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
福部町総合支所	現状どおり活用（耐震化・複合化を検討）	基本的な考え方をふまえ検討	○			
河原町総合支所	第2庁舎に機能移転を検討（本庁舎は解体）	基本的な考え方をふまえ検討	○			
用瀬町総合支所	機能移転（現庁舎は解体等）または耐震化を検討	機能移転の場合は更新しません。耐震化の場合は基本的な考え方をふまえ検討	○			
佐治町総合支所	機能移転（現庁舎は解体等）または耐震化を検討（借地解消を検討）	機能移転の場合は更新しません。耐震化の場合は基本的な考え方をふまえ検討	○			
気高町総合支所	機能移転（現庁舎は解体等）または耐震化を検討	機能移転の場合は更新しません。耐震化の場合は基本的な考え方をふまえ検討	○			

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

(3) 防災関連施設

①ポンプ車格納庫

(所管：危機管理課)

◆位置付け

消防団の消防・防災活動の拠点施設として設置

◆サービス提供の方針

安全・安心な市民生活を確保するため、現状維持を基本とし、必要に応じて充実を検討します。分団の体制等をふまえてあり方を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ①単独で更新する場合、1施設当たりの規模を最少限のものとしします。 ②周辺の公共施設等との複合化を検討します。
配属の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 消防団分団あたり1施設を基本に配属します。
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災の主要な施設であり、今後も必要な機能を維持します。 現状どおり活用しますが、地元等への譲渡等を検討します。

◆個別の建物（施設）について

ア) 基本的な考え方をふまえ検討する施設

更新等検討時期（耐用年数到来時期）までは現状どおり活用し、老朽化した（古い）施設から順番に更新する予定です。

老朽化した施設が多く、更新が間に合わないため、実際に更新を検討する時期は後年度にずれますが、適宜修繕で対応（機能維持）します。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財団等を含み算出）			
第1期 (2016～)	第2期 (2025～)	第3期 (2035～)	第4期 (2045～)
明治分団小型ポンプ格納庫（松上・河内・奥細見）、明治分団ポンプ車格納庫（横原・上原）、美穂分団ポンプ車格納庫（下味野）、東郷分団小型ポンプ格納庫（有富）、用瀬大村分団消防ポンプ車庫、青谷第3分団ポンプ車格納庫、神戸分団小型ポンプ格納庫（下砂見）、松保分団ポンプ車格納庫（高住）、吉岡分団小型ポンプ格納庫（三山口）、河原消防車庫（第2分団）、用瀬分団消防ポンプ車庫	箇影分団ポンプ車格納庫、園府第2分団ポンプ車格納庫、園府第3分団ポンプ車格納庫、佐治第1分団消防ポンプ車庫、佐治第1分団消防詰所、鹿野第3分団消防倉庫、青谷第2分団ポンプ車格納庫、青谷第4分団ポンプ車格納庫	大正分団ポンプ車格納庫、津ノ井分団ポンプ車格納庫、未恒分団ポンプ車格納庫、河原消防車庫（第3分団）、気高第2・3・4・5分団ポンプ車格納庫、青谷第1分団ポンプ車格納庫	吉岡分団ポンプ車格納庫、中ノ郷分団ポンプ車格納庫、倉田分団ポンプ車格納庫、美保分団ポンプ車格納庫、箕路分団ポンプ車格納庫、湖山分団ポンプ車格納庫、米里分団ポンプ車格納庫、大郷分団ポンプ車格納庫、豊実分団ポンプ車格納庫、河原消防車庫（第1分団）、園府第1分団ポンプ車格納庫、園府第4分団ポンプ車格納庫、青谷第5分団ポンプ車格納庫

イ) 上記以外の施設（建物）

次の施設は、現状どおり活用しつつ、譲渡等を検討します。

また、行政として保有する必要性が低く、更新時に市が保有している場合には更新しません。なお、建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財団等を含み算出）			
第1期 (2016～)	第2期 (2025～)	第3期 (2035～)	第4期 (2045～)
馬場小型ポンプ格納庫、宮長小型ポンプ格納庫、中村小型ポンプ格納庫、西円通寺小型ポンプ格納庫、高殿小型ポンプ格納庫、	向国安小型ポンプ格納庫、下佐賀消防格納庫、小原消防機庫、大井消防	麻生地区消防格納庫、谷山小型ポンプ格納庫、西品治小型ポンプ格納庫	山ヶ鼻小型ポンプ格納庫、園安小型ポンプ格納庫

上円通寺小型ポンプ格納庫、大杵小型ポンプ格納庫、下佐賀消防格納庫、正法寺格納庫（消防）、大智谷格納庫（消防）、下曳田格納庫（消防）、中井二消防格納庫、上山手地区消防格納庫、用瀬小型ポンプ格納庫、上霧谷消防機庫	機庫		
--	----	--	--

- 次の施設は、計画期間終了後（2055年度以降）に更新等検討時期（耐用年数）を迎えます。ただし、実際に更新等を検討する時期は建物の利用・立地状況や劣化進捗度などによって前後します。
- また、施設見直しが必要となった場合は、更新等検討時期（耐用年数到来時期）に関わらず、方向性を検討することとなります。
- ・ 対象施設：美穂分団ポンプ車格納庫（朝月）、東郷分団消防ポンプ車格納庫、大和分団ポンプ車格納庫、千代水分団消防ポンプ車格納庫、神戸分団ポンプ車格納庫（上砂見）、松保分団消防ポンプ車格納庫（布勢）、気高第1分団消防ポンプ車格納庫、稲葉分団消防ポンプ車格納庫、鹿野第2分団消防格納庫

②水防倉庫

（所管：危機管理課）

- ◆ 位置付け
水害を防ぐ資機材等を配備するため設備
- ◆ サービス提供の方針
安全・安心な市民生活を確保するため、現状維持を基本とし、必要に応じて充実を検討します。

◆ 基本的な考え方

更新時の方向性	①既存施設の活用を検討します。 ②他の施設との複合化を検討します。
配置の考え方	①水防活動において効果的な場所に設置します。
特記事項	-

◆ 個別の建物（施設）について

更新時までは現状どおり活用し、更新等検討時期（耐用年数の到来時期）を迎えたら基本的な考え方をふまえて検討します。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財務省を基に算出）			
第1期 （2016～）	第2期 （2025～）	第3期 （2035～）	第4期 （2045～）
用瀬水防倉庫、野坂水防倉庫	水防倉庫（浜村）、鹿野水防倉庫、水防倉庫（青谷）、福部町防災防犯集会所		

2 地区集会施設

(1) 地区公民館

（所管：協働推進課）

- ◆ 位置付け
社会教育法の規定に基づき、社会教育を振興し、住民の福祉を図るために設備
協働のまちづくりを推進する上で、コミュニティの活動の拠点施設として設置

- ◆ サービス提供の方針
社会情勢や人口動態等をふまえ、サービス内容や運営主体等について見直しを検討します。

◆ 基本的な考え方

更新時の方向性	①地域の拠点となる施設として、周辺の公共施設との複合化を検討します。 ②単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。 ③他の既存施設の活用（移転）を検討します。
配置の考え方	・ 現行の地区（公民館）単位に1施設を配置します。
特記事項	・ 生涯学習及び地域コミュニティ（まちづくり）の拠点として維持します。

◆ 個別の建物（施設）について

ア) 基本的な考え方をふまえ検討する施設

更新時までは現状どおり活用し、老朽化した施設は上記の基本的な考え方をふまえて更新等を検討します。なお、建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財務省を基に算出）			
第1期 （2016～）	第2期 （2025～）	第3期 （2035～）	第4期 （2045～）
大和地区公民館 逢坂地区公民館 宝木地区公民館 青谷地区公民館 大茅地区公民館 勝谷地区公民館 社地区公民館 浜村地区公民館 福部地区公民館	湖南地区公民館 面影地区公民館 河原地区公民館 大村地区公民館 用瀬地区公民館 瑞穂地区公民館 酒津地区公民館 あおば地区公民館 宮下地区公民館 勝部地区公民館 日園地区公民館 美穂地区公民館 久松地区公民館 修立地区公民館 鹿野地区公民館 佐治地区公民館	稲葉山地区公民館 明治地区公民館 遷鶴地区公民館 明德地区公民館 美保南地区公民館 富築地区公民館 散岐地区公民館	湖山西地区公民館 岩倉地区公民館 倉田地区公民館 静風地区公民館 中ノ郷地区公民館 美保地区公民館 若葉台地区公民館 豊実地区公民館 浜坂地区公民館 日進地区公民館 末恒地区公民館 国英地区公民館 東郷地区公民館 湖山地区公民館 大郷会館

イ) 耐震性能が低い施設

耐震診断の結果、下記の施設は耐震性能が低い状態であったため、耐震対応について検討します。建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等は、基本的な考え方をふまえて検討します。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財務省令を基に算出）			
第1期 (2016~)	第2期 (2025~)	第3期 (2035~)	第4期 (2045~)
城北地区公民館 神戸地区公民館 米里地区公民館 津ノ井地区公民館 谷地区公民館 西郷地区公民館 千代水地区公民館 大正地区公民館 松保地区公民館 成器地区公民館 八上地区公民館 小鷹河地区公民館 日鷹谷地区公民館 中郷地区公民館	賀露地区公民館		

(2) 老人憩の家

(所管：高齢社会課)

◆位置付け

老人に対し、教養の向上、レクリエーション等の場を提供し、老人の心身の健康の増進を図るため設備

◆サービス提供の方針

地域性が強く、利用者が限定されていることから、公共施設として行政が保有するより、地域等に有益で自由な利活用が図られることを見込んで、地元譲渡などを検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①行政による更新を行わないことを前提に検討します。 (サービス提供の方針をふまえて検討)
配置の考え方	—
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> これまでどおり「鳥取市有施設の民間等への譲渡に関する取扱い方針」(※参考資料を参照)に沿って、地元譲渡を検討します。 譲渡にあたっては、一定の修繕費を付します。 地元譲渡できない場合、転用や民間売却等を検討します。

◆個別の建物（施設）について

ア) 基本的な考え方をふまえて検討する施設

現状どおり活用しつつ、基本的な考え方をふまえて取り組みを進めます。なお、建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財務省令を基に算出）			
第1期 (2016~)	第2期 (2025~)	第3期 (2035~)	第4期 (2045~)
下曳田老人憩の家	西品治老人憩の家	古海老人憩の家、馬場老人憩の家、西円通寺老人憩の家、湖南老人憩の家、園安老人憩の家、下味野老人憩の家、円通寺老人憩の家、宮長老人憩の家、倭文老人憩の家、中村老人憩の家、中井二老人憩の家、麻生老人憩の家、下佐賀老人憩の家	松並老人憩の家、上町屋老人憩の家

イ) 上記以外の施設

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
大代老人憩の家	有償譲渡等を検討	更新しません			○	
千代・八千代老人憩の家	地元譲渡に向けて協議	更新しません			○	

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。(18頁参照)

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

(3) 集会所等

(所管：人権推進課、協働推進課、農業振興課ほか)

◆位置付け

地域活動の拠点や農林振興、地域活性化、地域住民の文化向上、福祉の増進など、各種目的に応じて設置

◆サービス提供の方針

地域性が強く、利用者が限定されていることから、公共施設として行政が保有するより、地域等に有益で自由な利活用が図られることを見込んで、地元譲渡などを検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①行政による更新を行わないことを前提に検討します。 (サービス提供の方針をふまえて検討)
配置の考え方	—
特記事項	これまでどおり「鳥取市有施設の民間等への譲渡に関する取扱い方針」(※参考資料を参照)に沿って、地元譲渡を検討します。

<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡にあたっては、一定の修繕費を付します。 ・地元譲渡できない場合、他団体による利活用（転用）や解体等を検討します。 ・借地に設置している施設は、借地の解消を検討します。
--

◆個別の建物（施設）について

ア) 基本的な考え方をふまえ検討する施設

現状どおり活用しつつ、基本的な考え方をふまえて取り組みを進めます。なお、建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財務省令を基に算出）			
第1期 (2016～)	第2期 (2025～)	第3期 (2035～)	第4期 (2045～)
谷山集会所、下味野地区会館、大杵集会所、元品治地区会館、宮長地区会館、山ヶ嶺地区会館、高殿地区会館、下味野老人会館、国安集会所、西円通寺集会所、円通寺集会所、中井二集会所、別前集会所、西町地区会館、佐治町料理実習施設、蔵内地区会館	別府多目的集会所、楠城多目的集会施設、栃本生活改善センター、栗谷研修センター、箭溪総合研修センター、尾隙生活改善センター、津無生活改善センター、佐治町多目的研修集会施設、古市集会所、福岡多目的集会施設、万蔵多目的集会施設、つく谷多目的集会施設、中婦人会の料理勉強施設（中集会所）、今市多目的集会所、楠根生活改善センター、高殿地区会館、西品治7区地区会館、長和瀬漁村センター、高齢者生産創作活動施設（用瀬）	野坂ふれあいドーム、岩坪活性化センター、有富中山間地域活性化センター、小畑交流館、上地集会所、梨原多目的集会所、津野ふれあいの館、河本コミュニティプラザ、倭文地区会館、倭文集会所、古海集会所、源太地区会館、鮎ヶ丘集会所、佐治町地域活性化センター、下味野集会所、古海地区会館、尾隙コミュニティ施設、西品治6区地区会館、田島集会所、岩戸健康物産センター、弓河内地区多目的集会所	馬場集会所、下曳田地区会館、楽焼棟（湖南）
※譲渡を検討中 今市集会所、南広西地区会館、上葛谷公民館、南田集会所	※譲渡を検討中 山口集会所、浜湯山多目的研修集会施設	※譲渡を検討中 下大井集会所、庵居野集会所、塚原集会所	※譲渡を検討中 佐治町大水集会所

イ) 耐震性能が低い施設

耐震診断の結果、下記の施設は耐震性能が低い状態です。なお、建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

現状どおり活用しつつ、更新時は基本的な考え方をふまえて検討します。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財務省令を基に算出）			
第1期 (2016～)	第2期 (2025～)	第3期 (2035～)	第4期 (2045～)
豊実会館、小原公民館、下佐賀集会所、西佐治会館、鹿野地区コミュニティ施設（校舎）、勝谷地区コミュニティ施設、小籠河地区コミュニティ施設（校舎・体育館）、岩坪生活改善センター、北村生活改善センター、松上生活改善センター、河内生活改善センター、口細見生活改善センター、葛谷生活改善センター、河内（鹿野）生活改善センター、桑原生活改善センター、山根生活改善センター、大坪農村婦人の家、山王ふれあい会館			

ウ) 上記以外の施設

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
麻生集会所	休止（解体を検討）	更新しません	○			
上山手地区会館	休止	更新しません	○			
平成会館	現状どおり活用しつつ、更なる利活用、譲渡等を検討	基本的な考え方に沿って検討		○		
こぶし会館	現状どおり活用しつつ、更なる利活用、譲渡等を検討			○		
円通寺人形芝居伝承館	現状どおり活用（伝承館の機能移転を検討）					○

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（18頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

3 広域集会施設（ホール）

（所管：人権推進課、文化芸術推進課、生涯学習・スポーツ課・高齢社会課）

◆位置付け

文化の向上と福祉の増進を図るため設置

◆サービス提供の方針

文化や交流の拠点として、一定規模を確保する必要があると考えられます。一方で、県有施設や民間施設が隣接している状況もあり、提供すべきサービスを検討する必要があります。

ホール・貸館については、他施設の設置状況を勘案し、整理します。

ステージ機能を有する施設は、稼働率向上に向けた設備等の充実を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①周辺の公共施設との複合化を検討します。 ②民間活力の導入による更新を検討します。 ③単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。
配置の考え方	・市全体で配置を検討します。 ・県有施設もふくめて検討します。 ・年間の稼働率が3年連続で前年度実績を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合は統合等を検討します。
特記事項	・ホール機能については、県有施設や民間施設等の配置状況を勘案し、全市レベルで必要性和配置を再検討し、統合・整理を検討します。

◆個別の建物（施設）について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
市民会館	現状どおり活用	基本的な考え方をふまえ検討	○			
国府町中央公民館	現状どおり活用（コミュニティ施設に転用）	基本的な考え方をふまえ検討		○		
人権交流プラザ（ホール）	現状どおり活用	基本的な考え方をふまえ検討		○		
さざんか会館（ホール）	現状どおり活用	基本的な考え方をふまえ検討（ホール機能は、近隣の類似施設の活用を検討）			○	

◆耐震性能が低い施設について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
福祉文化会館（市所有部分）	現状どおり活用しつつ、鳥取市教育福祉振興会と協議を行いながらあり方を検討	基本的な考え方をふまえ検討	○			
文化ホール	耐震化事業の有無をふまえ活用を検討	基本的な考え方をふまえ検討		○		

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（18頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

4 社会教育施設（中央（基幹）公民館）

（所管：生涯学習・スポーツ課）

◆位置付け

設置区域内における統一的な事業、設置区域内の地区公民館との連絡調整に関する事業を進めるため設置

◆サービス提供の方針

サービス提供主体やサービス内容などの見直しを検討します。

（社会教育法に基づく中央（基幹）公民館からサービスの変更を検討します）

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①用途変更する施設分類に応じて検討します。
配置の考え方	—
特記事項	・施設は用途変更します。

◆個別の建物（施設）について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
国府町中央公民館	現状どおり活用（コミュニティ施設に転用）	広域集会施設の基本的な考え方をふまえ検討		○		
佐治町中央公民館	現状どおり活用（コミュニティ施設に転用。複合化を検討）	広域集会施設の基本的な考え方をふまえ検討		○		
鹿野町中央公民館	現状どおり活用（トレーニングセンターとして活用）	体育館・広域集会施設の基本的な考え方をふまえ検討		○		
用瀬町中央公民館（即民会館）	現状どおり活用（コミュニティ施設に転用）	広域集会施設の基本的な考え方をふまえ検討			○	
青谷町中央公民館	現状どおり活用	総合支所の基本的な考え方をふまえ検討			○	

◆耐震性能が低い施設について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
福部町中央公民館	現状どおり活用（コミュニティ施設に転用。移転を検討）	広域集会施設の基本的な考え方をふまえ検討	○			
気高町中央公民館	現状どおり活用（コミュニティ施設に転用。耐震対応を検討）	広域集会施設の基本的な考え方をふまえ検討	○			
河原町中央公民館	現状どおり活用（コミュニティ施設に転用。ホールの耐震対応を検討）	広域集会施設の基本的な考え方をふまえ検討		○		

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（18頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

5 人権福祉センター

（所管：人権推進課）

◆位置付け

地域における人権啓発及び福祉活動の拠点として、人権が尊重される社会の実現に寄与するため設置

◆サービス提供の方針

地域課題の解決や各種窓口であり、今後ニーズが高まることも予想されることから、現状維持を基本とします。

各地域の現状や年間の利用実態、人口の推移等をふまえて、適宜サービスの内容の見直し等を検討します。

貸館機能については、他施設の設置状況を勘案し、統合・整理を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①周辺の公共施設との複合化を検討します。 ②単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。 ③他の既存施設の活用（転用）等を検討します。
配属の考え方	・サービス提供の必要性や地域性をふまえて配属
特記事項	・補助制度を活用した事業展開を検討します。 ・将来的には統合を検討します。

◆個別の建物（施設）について

ア) 基本的な考え方をふまえ検討する施設

現状どおり活用しつつ、基本的な考え方をふまえて取り組みを進めます。なお、建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財形番号を基に算出）			
第1期 (2016~)	第2期 (2025~)	第3期 (2035~)	第4期 (2045~)
	人権交流プラザ 西人権福祉センター 国府人権福祉センター	気高人権福祉センター	高草人権福祉センター 江山人権福祉センター

イ) 耐震性能が低い施設

耐震診断の結果、下記の施設は耐震性能が低い状態であったため、耐震対応について検討します。なお、建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等は、基本的な考え方をふまえて検討します。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財形番号を基に算出）			
第1期 (2016~)	第2期 (2025~)	第3期 (2035~)	第4期 (2045~)
南人権福祉センター 河原人権福祉センター 佐治人権福祉センター			

6 文化学習施設

(1) 博物館・資料館

（所管：文化財課）

◆位置付け

市民文化の向上及び発展のため設置

◆サービス提供の方針

機能維持する方向で検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。 ②他の施設の活用（機能移転や複合化等）を検討します。
配属の考え方	・市全体で配属を検討します。
特記事項	

◆個別の建物（施設）について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
因幡万葉歴史館	やまびこ館の分館として他施設との複合化を検討	基本的な考え方をふまえ検討			○	
歴史博物館（やまびこ館）	歴史文化を調査研究するセンター館として現状どおり活用	基本的な考え方をふまえ検討				○

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（18頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

(2) 民俗資料館

（所管：文化財課）

◆位置付け

歴史資料、民俗資料等の保存・活用を図り、市民文化の向上と学術の発展に資するため設置

◆サービス提供の方針

一定のサービスを維持する必要があると考えられ、サービスの提供方法を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①行政において更新しないことを前提に検討します。 ②他の施設の活用（機能移転や複合化等）を検討します。
配属の考え方	—
特記事項	・機能移転などによって設置目的が終了した施設は、更新等検討時期を待たずに、譲渡や転用等を検討します。 ・特殊構造（茅葺屋根等）の構造物は、特性を活かした有効活用の方策を検討します。

◆個別の建物（施設）について

建物は基本的な考え方をふまえて検討を進めます。なお、建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財務巻令を基に算出）			
第1期 （2016～）	第2期 （2025～）	第3期 （2035～）	第4期 （2045～）
	用瀬郷土歴史館 佐治歴史民俗資料館（ふるさと歴史館）		

※河原歴史民俗資料館（茅葺屋根）と佐治歴史民俗資料館（茅葺屋根・土蔵）は、構造等をふまえた財務巻令による耐用年数を適用しません。なお、更新時は、基本的な考え方に沿って検討します。

(3) 展示館等

（所管：鳥取砂丘・ジオパーク推進課、文化財課ほか）

◆位置付け

市民文化の向上と学術の発展に資するため設置

◆サービス提供の方針

一定のサービスを維持する必要があると考えられ、サービスの提供方法を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①行政において更新しないことを前提に検討します。 ②既存施設の活用（機能移転・複合化等）を検討します。
配置の考え方	—
特記事項	・機能移転などによって設置目的が終了した施設は、更新等検討時期を待たずに、譲渡や転用等を検討します。

◆個別の建物（施設）について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
鳥取砂丘ジオパークセンター	現状どおり活用し、ビジターセンター（国の施設）ができた時点で廃止	—	○			
佐治町和紙民芸館	用途廃止し、譲渡や転用等を検討（借地の解消を検討）	基本的な考え方をふまえて検討		○		
あおや郷土館	現状どおり活用（転用・複合化等を検討）	基本的な考え方をふまえて検討（機能移転を検討）			○	
蕎谷上寺地遺跡展示館	現状どおり活用し、県有代替施設ができた時点で、転用を検討	基本的な考え方をふまえて検討				○

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（18頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

7 生涯学習施設

(1) 図書館

（所管：図書館）

◆位置付け

市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため設置

◆サービス提供の方針

市民の生涯学習を支える重要な機能であり、今後もサービス提供を維持します。移動図書館車の活用や県立図書館との連携など、サービスの充実にむけたあり方を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①周辺の公共施設との複合化を検討します。 ②既存施設の活用（機能移転）を検討します。
配置の考え方	・市全体で配置を検討します。
特記事項	

◆個別の建物（施設）について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
用瀬図書館	現状どおり活用（複合化を検討）	基本的な考え方をふまえて検討	○			
中央図書館	現状どおり活用	基本的な考え方をふまえて検討			○	
気高図書館	現状どおり活用（複合化・借地の解消を検討）	基本的な考え方をふまえて検討				○

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（18頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

(2) 文化センター

（所管：生涯学習・スポーツ課）

◆位置付け

市民の生涯学習の推進並びに学術及び地域文化の発展を図るため設置

◆サービス提供の方針

当初の設置目的とは異なる機能が多くなっています。提供すべきサービスについて再度検討し、必要な施設機能を維持するため検討します。（生涯学習センター・視聴覚ライブラリー・子ども科学館・文化ホールで構成）

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。 ②周辺の公共施設との複合化を検討します。 ③既存施設の活用を検討します。
配備の考え方	・市全体で配備を検討します。
特記事項	・機能移転などによって設置目的が終了した施設は、更新等検討時期を待たずに、転用等を検討します。 ・文化ホールの必要性は広域集会施設として検討します。

◆個別の建物（施設）について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
文化センター	現状どおり活用（複合化・転用を検討）	基本的な考え方をふまえ検討	○			

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（18頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

8 スポーツ施設

(1) 体育館

（所管：生涯学習・スポーツ課）

◆位置付け

市民の体育振興と健康の増進を図るため設置

◆サービス提供の方針

人口減少の推移（見込み）や施設の利用状況（稼働状況）、市全体のバランス等をふまえて、施設数を縮小する方向で検討します。

一方、利用者が多く稼働率等が高い施設においては、機能・設備の充実などによって、広範囲からの利用に対応することを検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。 ②周辺の公共施設との複合化や多機能化を検討します。
配備の考え方	・地区公民館単位での配備ではなく、地区を超えて活用することを前提に配備を検討します。 ・県有施設の配備状況や学校体育館の開放状況等を勘案し、統合・整理を検討します。 ・同規模の館が隣接している場合や同一の中学校区内に比較的多数の館が存在する場合等は統廃合を検討します。
特記事項	・統廃合の際には、存続する施設機能の充実（利用者増への対応）を検討します。

◆個別の建物（施設）について

ア) 基本的な考え方をふまえ検討する施設

現状どおり活用し、修繕することで可能な限り利用可能期間を延ばします。

なお、建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等が必要となった場合は、基本的な考え方をふまえて検討を進めます。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※旧務省令を基に算出）			
第1期 (2016～)	第2期 (2025～)	第3期 (2035～)	第4期 (2045～)
青谷町体育館、鳥取市B&G海洋センター（体育館）	佐治町B&G海洋センター（体育館）、青谷町農林漁業者トレーニングセンター、日置谷体育館（旧小学校）、鳥取市教育センター、気高町農業者トレーニングセンター、豊実体育館、松保体育館、岩倉体育館、成器体育館（旧小学校）、河原町総合体育館、用瀬町勤労者体育センター、鹿野町農業者トレーニングセンター	園府町大塚体育館（旧小学校）、倉田体育館、稲葉山体育館、千代水体育館、東郷体育館、大正体育館、未恒体育館、浜坂体育館、美保南体育館、城北体育館、青谷町中郷体育館	湖山西体育館、湖南体育館、富染体育館、若葉台体育館、米里体育館、大和体育館

イ) 耐震性能が低い施設

耐震診断の結果、下記の施設は耐震性能が低い状態であったため、耐震対応について検討します。建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

なお、更新等は、基本的な考え方をふまえて検討します。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※旧務省令を基に算出）			
第1期 (2016～)	第2期 (2025～)	第3期 (2035～)	第4期 (2045～)
気高町体育館 湖山体育館 気高町勤労者体育センター 青谷町日置体育館（旧小学校） 福部町体育館 青谷町勝部体育館（旧小学校） 河原町勤労者体育館	海洋の家体育館		

ウ) 上記以外の施設

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
市民体育館	基本的な考え方をふまえ、あり方を検討中（廃止・統合・耐震対応等）	左記の検討結果に基づき実施	○			

勤労青少年ホーム体育館	県事業に伴い解体	基本的な考え方をふまえて検討（機能移転、廃止・統合等を検討）	○			
山の手体育館	現状どおり活用	基本的な考え方をふまえて検討（機能移転、廃止・統合等を検討）	○			

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（18頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

●次の施設は、計画期間終了後（2055年度以降）に更新等検討時期（耐用年数の到来時期）を迎えます。ただし、実際に更新等を検討する時期は、建物の利用・立地状況や劣化進捗度などによって前後します。

また、施設見直しが必要となった場合は、更新等検討時期に関わらず、方向性を検討することとなります。

・対象施設：中ノ郷体育館

（2）スポーツ施設

（所管：生涯学習・スポーツ課、都市環境課、高齢社会課）

◆位置付け

市民の体育振興と健康の増進を図るため設置

◆サービス提供の方針

様々な種目の施設を提供しており、大規模な大会誘致等の要因にもなっています。当面は現状維持を基本としますが、利用状況・稼働率等をふまえてサービス提供のあり方を検討します。

年間の稼働率が3年連続で前年度実績を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合は統合・整理を検討します。

特に必要性が高い施設においては、機能・設備の充実などによって、利用者の拡大に向けた取り組みを検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①単独で更新する場合、現状の延床面積を上限とします。 ②周辺の公共施設との複合化を検討します。
配置の考え方	・県有施設や民間施設の配置等を勘案し、県東部圏域または全市レベルで活用することを前提に統合・整理を検討します。
特記事項	・サービス提供の方針をふまえ、更新の是非等を検討します。

◆個別の建物（施設）について

ア）基本的な考え方をふまえて検討する施設

現状どおり活用し、更新が必要となった場合は、基本的な考え方をふまえて検討を進めます。なお、建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財務等を基に算出）			
第1期 （2016～）	第2期 （2025～）	第3期 （2035～）	第4期 （2045～）
鳥取市武道館 国府町農村勤労福祉センター（プール）	美保球場 安蔵公園（スキー場等） 青谷町民グラウンド管理棟 千代テニス場 農村広場管理棟（青谷）	用瀬運動公園 鹿野町B&G海洋センター（プール） バードスタジアム	つづらをアーチェリー場 若葉台スポーツセンター

イ）上記以外の施設

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
河原町屋内ゲートボール場	現状どおり活用（休止、解体を検討）	基本的な考え方をふまえて検討（利用実態をふまえて検討）	○			
気高町B&G海洋センター（プール）	現状どおり活用	基本的な考え方をふまえて検討	○			
福部町武道館	現状どおり活用	周辺の公共施設の状況を見ながら、基本的な考え方をふまえて検討	○			
鳥取クレール射撃場	鳥獣害対策施設へ転用	転用する施設分類の基本的な考え方をふまえて検討		○		
ほっとスイミングプール	現状どおり活用	基本的な考え方をふまえて検討（ふれあい会館のあり方をふまえて検討）			○	
佐治町屋内ゲートボール練習場	転用を検討	基本的な考え方をふまえて検討			○	

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（18頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

●次の施設は、計画期間終了後（2055年度以降）に更新等検討時期（耐用年数の到来時期）を迎えます。ただし、実際に更新等を検討する時期は、建物の利用・立地状況や劣化進捗度などによって前後します。

また、施設見直しが必要となった場合は、更新等検討時期に関わらず、方向性を検討することとなります。

・対象施設：鳥取市弓道場

9 保育園（幼保園）

（所管：児童家庭課）

◆位置付け

保育が必要な児童に保育を行うため設備

◆サービス提供の方針

待機児童ゼロに向けて、民間事業者等と連携して必要なサービスを提供するよう取り組まします。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①人口動態（幼児数の推移）等をふまえて規模を検討します。 ②保護者ニーズや地域の実情を勘案した規模で更新します。 ③民間活力による更新等を検討します。
配置の考え方	・民間施設の配置等を勘案し、全市レベルで必要性と配置を再検討し、統合・整理を検討します。 ・園児数の推移や地域の実情をふまえ、統合などを検討します。
特記事項	・市立保育園民営化ガイドラインに沿って今後のあり方を検討中です。

◆個別の建物（施設）について

ア）基本的な考え方をふまえて検討する施設

現状どおり活用し、更新が必要となった場合は、基本的な考え方をふまえて検討を進めます。なお、建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財務省等を基に算出）			
第1期 （2016～）	第2期 （2025～）	第3期 （2035～）	第4期 （2045～）
城北保育園	湖南保育園 白ゆり保育園 みやこ保育園 福部保育園	みたから保育園 散岐保育園 西郷保育園 さつき保育園 こじか保育園・幼稚園 すくすく保育園	千代保育園 浜村保育園 ひかり保育園 河原保育園・幼稚園 大正保育園 さじ保育園 美和保育園 富桑保育園 賢臨保育園

イ）耐震性能が低い施設

耐震診断の結果、下記の施設は耐震性能が低い状態であったため、耐震対応について検討します。建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

なお、更新等は、基本的な考え方をふまえて検討します。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財務省等を基に算出）			
第1期 （2016～）	第2期 （2025～）	第3期 （2035～）	第4期 （2045～）
倉田保育園 豊実保育園			

ウ）上記以外の施設

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当箇所（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
美保保育園	改築・複合化して活用	基本的な考え方をふまえて検討	○			
用瀬保育園 社保育園	用瀬地域3園を1園に統合（空いた施設は用途転用）	保育園は基本的な考え方をふまえて検討（用途転用した施設は転用後の施設分類に応じて検討）	○			
大村保育園			○			

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（18頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

●次の施設は、計画期間終了後（2055年度以降）に更新等検討時期（耐用年数の到来時期）を迎えます。ただし、実際に更新等を検討する時期は、建物の利用・立地状況や劣化進捗度などによって前後します。

また、施設見直しが必要となった場合は、更新等検討時期に関わらず、方向性を検討することとなります。

・対象施設：白兔保育園

10 児童福祉施設

(1) 児童館

（所管：児童家庭課）

◆位置付け

児童の健全育成に関する業務を行うため設備

◆サービス提供の方針

各地域の実情や利用状況をふまえて必要なサービスを提供します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①各地域の人口動態や利用者の推移をふまえて検討します。 ②更新やサービス提供が必要な場合は、複合化や他の既存施設の活用などを検討します。
配置の考え方	・年間の利用実態等を鑑みて、配置の考え方を検討します。
特記事項	・設備目的が終了した施設は、更新等検討時期を待たずに、譲渡や転用等を検討します。

◆個別の建物（施設）について

ア) 基本的な考え方をふまえて検討する施設

現状どおり活用し、更新等が必要となった場合は、基本的な考え方をふまえて検討を進めます。なお、建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財形番号を基に算出）			
第1期 (2016～)	第2期 (2025～)	第3期 (2035～)	第4期 (2045～)
		倭文児童館 湖南児童館 西円通寺児童館 古海児童館 麻生小型児童館	西品治児童館 下味野児童館

イ) 耐震性能が低い施設

耐震診断の結果、下記の施設は耐震性能が低い状態であったため、耐震対応について検討します。建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。なお、更新等は基本的な考え方をふまえて検討します。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財形番号を基に算出）			
第1期 (2016～)	第2期 (2025～)	第3期 (2035～)	第4期 (2045～)
馬場児童館 国安児童館 円通寺児童館 下佐貫児童館 気高児童館			

ウ) 上記以外の施設

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
大代児童館	使用廃止済。譲渡・解体等を検討	更新しません	○			
上町屋小規模児童館	使用廃止を検討。譲渡に向けて協議	基本的な考え方をふまえて検討	○			
中井二小規模児童館	使用廃止済。譲渡・解体等を検討	更新しません	○			
宮長児童館	使用廃止済。譲渡・解体等を検討	更新しません		○		
曳田児童館	有償譲渡（売却）予定	—		○		
上山手地区児童館	使用廃止を検討。譲渡に向けて協議	基本的な考え方をふまえて検討		○		
栃本児童館	休止中（譲渡等を検討）	基本的な考え方をふまえて検討		○		

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（18頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

(2) 放課後児童クラブ

(所管：学校教育課)

◆位置付け

放課後児童健全育成事業を実施するため設置

◆サービス提供の方針

行政として、必要なサービスを提供します。

◆今後のニーズ増加が見込まれる施設であり、サービスの拡充を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①学校や周辺の既存施設の活用を基本に検討します。 ②ニーズにあった規模を確保します。
配置の考え方	・学校敷地内（周辺）への配置を基本として検討します。
特記事項	・学校と利用時間帯を分けて学校施設を共用し、既存施設の有効活用を図ります。

◆個別の建物（施設）について

現状どおり活用し、更新等が必要となった場合は、基本的な考え方をふまえて検討を進めます。なお、建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財形番号を基に算出）			
第1期 (2016～)	第2期 (2025～)	第3期 (2035～)	第4期 (2045～)
浜村小学校放課後児童クラブ、子ども交流会館（宮下）		遷喬、美保南、福部、宝木小学校放課後児童クラブ	世紀、湖山西、若葉台、中ノ郷、木垣、日進、城北、美保南（第2）、浜坂、醇風、津ノ井、米里小学校放課後児童クラブ

(3) 子育て支援施設

①児童発達支援センター（若草学園）

(所管：こども発達・家庭支援センター)

◆位置付け

発達支援を必要とする児童を日々保護者の下から通わせて、児童の健やかな成長と将来地域社会で自立した生活が送れるよう療育等の支援をするため設置

◆サービス提供の方針

ニーズに基づき、今後もサービス・機能を維持します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①療育等事業の実施状況と利用者の推移等をふまえて規模を検討します。
配置の考え方	・市全体で配置を検討します。
特記事項	

◆個別の建物（施設）について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
若草学園	現状どおり活用	基本的な考え方をふまえて検討			○	

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（18頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

②鳥取市母子生活支援施設

（所管：児童家庭課）

◆位置付け

配偶者のない女子又はこれに準する事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させ、保護するとともに、自立促進のためにその生活を支援するため設置

◆サービス提供の方針

ニーズに基づき、今後もサービス・機能を維持します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①利用者の推移等をふまえて規模を検討します。
配置の考え方	・市全体で配置を検討します。
特記事項	

◆個別の建物（施設）について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
母子生活支援施設	現状どおり活用	基本的な考え方をふまえて検討				○

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（18頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

11 高齢者支援施設

(1) 入所型施設

（所管：高齢社会課）

◆位置付け

なごみ苑（養護老人ホーム）は、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって高齢者の福祉を図るため設置

やすらぎ（介護老人保健施設）は、市民の老後の健康を守り、老人福祉の増進を図るため設置（要介護状態又は要支援状態と認定された者に対して事業を行う）

◆サービス提供の方針

ニーズに基づき、必要なサービスを提供するため民間活力の活用をふまえて検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①利用者の推移（見込み）をふまえて規模を検討します。 ②民間による設置を検討します。
配置の考え方	・市全体で配置を検討します。
特記事項	・現在の施設について譲渡を検討します。

◆個別の建物（施設）について

現状どおり活用し、更新が必要となった場合は、基本的な考え方をふまえて検討を進めます。なお、建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※附属番号を基に算出）			
第1期 (2016～)	第2期 (2025～)	第3期 (2035～)	第4期 (2045～)
		なごみ苑 老人保健施設やすらぎ 高齢者生活福祉センターやすらぎ	

(2) 通所型施設

（所管：高齢社会課）

◆位置付け

高齢者に対して、各種の相談に応じるとともに健康の増進及び共用の向上等の便宜を総合的に供与するため設置

◆サービス提供の方針

サービス内容や利用実態をふまえて見直しを検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。 ②既存施設の活用等を検討します。
配置の考え方	—
特記事項	①利用状況をふまえ、転用等を検討します。

◆個別の建物（施設）について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
高齢者福祉センター（富安）	現状どおり活用	基本的な考え方をふまえて検討（体育館部分は、体育館のあり方をふまえて検討）		○		
佐治町老人福祉センター	現状どおり活用（借地の解消を検討）	基本的な考え方をふまえて検討			○	
鹿野町老人福祉センター	現状どおり活用	基本的な考え方をふまえて検討			○	

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（18頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

12 障がい者支援施設

（所管：障がい福祉課）

◆位置付け

障がい者福祉の充実を図るため、障がい者福祉活動の拠点施設として設け

◆サービス提供の方針

利用者のニーズに基づき、必要なサービスを提供するため民間活力の活用をふまえて検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①利用者の推移（見込み）をふまえて規模を検討します。 ②他の施設との複合化等を検討します。
配膳の考え方	・市全体で配膳を検討します。
特記事項	・利用者のニーズに基づき、今後もサービス・機能を確保します。

◆個別の建物（施設）について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当番（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
さわやか会館	現状どおり活用	基本的な考え方をふまえて検討				○

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（18頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

13 保健・医療施設

（1）総合福祉センター（さざんか会館）

（所管：高齢社会課）

◆位置付け

市民生活における福祉活動の拠点として、市民のボランティア活動等、健康づくり及び老人福祉の充実を図るため設け

◆サービス提供の方針

現状維持を基本として、必要なサービス提供にむけて検討します。
ホール機能については、広域集会所として稼働率の向上を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①他の既存施設の活用を検討します。 ②単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえて、規模を検討します。
配膳の考え方	・市全体で配膳を検討します。
特記事項	

◆個別の建物（施設）について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当番（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
さざんか会館	現状どおり活用	基本的な考え方をふまえて検討（ホール機能は、近隣の類似施設の活用を検討）			○	

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（18頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

（2）保健センター

（所管：中央保健センター）

◆位置付け

市民の健康づくりの推進及び自主的な保健活動の振興に資するため設け

◆サービス提供の方針

さらなる保健サービスの充実をめざし、今後のサービス内容等について検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①他の既存施設の活用（機能移転・複合化等）を検討します。
配膳の考え方	・市全体で配膳を検討します。
特記事項	・利用実態やサービス提供の手法等をふまえて、転用や譲渡を検討します。

◆個別の建物（施設）について

ア）基本的な考え方をふまえて検討する施設

現状どおり活用しつつ、基本的な考え方をふまえて取り組みを進めます。なお、建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財源等在基に資出）			
第1期 （2016～）	第2期 （2025～）	第3期 （2035～）	第4期 （2045～）
		鹿野地区保健センター	国府地区保健センター 用瀬地区保健センター 気高地区保健センター

イ）耐震性能が低い施設

耐震診断の結果、下記の施設は耐震性能が低い状態であったため、耐震対応について検討します。建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等は、基本的な考え方をふまえて検討します。

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当番（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
佐治地区保健センター	現状どおり活用（借地の解消を検討）	基本的な考え方をふまえて検討	○			

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（18 頁参照）
 ※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）
 1：2016～2024 年、2：2025～2034 年、3：2035～2044 年、4：2045～2054 年

ウ) 上記以外の施設

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
青谷地区保健センター	現状どおり活用（機能移転・譲渡等を検討）	基本的な考え方をふまえて検討				○

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（18 頁参照）
 ※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）
 1：2016～2024 年、2：2025～2034 年、3：2035～2044 年、4：2045～2054 年

(3) 医療施設

(所管：保険年金課)

◆位置付け

市民の療養環境の向上を図るため設置

◆サービス提供の方針

民間医療の空白地帯を解消するため、現状維持を基本とします。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①利用者の推移（見込み）をふまえて規模を検討します。 ②他の既存施設の活用を検討します。 ③単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえて、規模を検討します。
配置の考え方	—
特記事項	・借地の解消を検討します。

◆個別の建物（施設）について

現状どおり活用しつつ、基本的な考え方をふまえて取り組みを進めます。更新が必要となった場合は、基本的な考え方をふまえて検討を進めます。
 なお、建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財務省令を基に算出）			
第1期 (2016～)	第2期 (2025～)	第3期 (2035～)	第4期 (2045～)
		佐治町歯科診療所 佐治町医科診療所	

14 産業振興施設

(1) 公設地方卸売市場

(所管：経済・雇用戦略課)

◆位置付け

生鮮食料品等の取引の適正化及び流通の円滑化を図り、もって市民生活の安定に資するため設置

◆サービス提供の方針

代替機能を有する施設がなく、行政がサービス提供する必要があると考えられ、今後も一定の施設機能を維持します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①施設の現状等をふまえて、必要となる規模を検討します。
配置の考え方	—
特記事項	

◆個別の建物（施設）について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
公設地方卸売市場	現状どおり活用	基本的な考え方をふまえて検討	○			

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（18 頁参照）
 ※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）
 1：2016～2024 年、2：2025～2034 年、3：2035～2044 年、4：2045～2054 年

(2) 特産品加工販売施設

(所管：経済・雇用戦略課)

◆位置付け

地場産業の振興、特産加工品の研究開発、加工品の製造販売及び地域間の交流により農業・農村の活性化を図るため設置

◆サービス提供の方針

行政が直接的に保有する必要性は低くなった施設については、より自由度の高い施設となるような活用等を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①他の既存施設の活用（機能移転・複合化等）を検討します。 ②単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえて、規模を検討します。
配置の考え方	—

特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・利用状況等をふまえ、更新等検討時期より早く、転用・譲渡等を検討します。 ・和紙生産伝承施設（かみんぐさじ）は、借地の解消を検討します。
------	---

◆個別の建物（施設）について

現状どおり活用しつつ、基本的な考え方をふまえて取り組みを進めます。更新等が必要となった場合は、基本的な考え方をふまえて検討を進めます。

なお、建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財務省令を基に算出）			
第1期 （2016～）	第2期 （2025～）	第3期 （2035～）	第4期 （2045～）
		鹿野おもしろ市場 齋谷ようこそ館 あおや和紙工房 和紙生産伝承施設（かみんぐさじ）	

（3）駐車場・駐輪場

①駐車場

（所管：財産経営課）

◆位置付け

市民の移動を円滑にするため設備

◆サービス提供の方針

当面は現状を維持しますが、民間事業者におけるサービス提供等をふまえて検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①民間事業者の設備状況をふまえて検討します。 ②民間事業者による設備を検討します。
配圏の考え方	—
特記事項	

◆個別の建物（施設）について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
駅南駐車場	現状どおり活用	基本的な考え方をふまえて検討（駅南庁舎等のあり方をふまえて検討）			○	

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（18頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

●次の施設は、計画期間終了後（2055年度以降）に更新等検討時期（耐用年数の到来時期）を迎えます。ただし、実際に更新を検討する時期は、建物の利用・立地状況や劣化進捗度などによって前後します。

また、施設見直しが必要となった場合は、更新等検討時期に関わらず、方向性を検討することとなります。

・対象施設：片原駐車場（所管：都市環境課）

②駐輪場

（所管：交通政策課）

◆位置付け

市民の移動を円滑にするため設置

◆サービス提供の方針

現状維持を基本とし、民間事業者におけるサービス提供等についても検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①利用者の推移（見込み）をふまえ規模を検討します。 ②民間事業者による設備を検討します。
配圏の考え方	—
特記事項	

◆個別の建物（施設）について

現状どおり活用し、更新が必要となった場合は、基本的な考え方をふまえて検討を進めます。なお、建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財務省令を基に算出）			
第1期 （2016～）	第2期 （2025～）	第3期 （2035～）	第4期 （2045～）
	鳥取駅高架下第1自転車 駐輪場		鳥取駅高架下第2自転車 駐輪場

15 農業振興施設

(1) 農業振興施設

(所管：農業振興課)

①新規就農者技術習得支援施設

◆位置付け

新たに就農しようとする者に対し農業に必要な技術及び知識の付与その他の支援を行うことにより、本市における農業の担い手の育成及び確保を図るため設置

◆サービス提供の方針

適宜サービスの必要性を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①利用推移（見込み）をふまえ規模を検討します。
配圏の考え方	—
特記事項	

◆個別の建物（施設）について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
新規就農者技術習得支援施設	現状どおり活用	基本的な考え方をふまえ検討			○	

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（18頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

②農業振興施設

(所管：農業振興課)

◆位置付け

中山間地域の活性化及びうるおいと活力のある地域農業の振興を図るため設置

◆サービス提供の方針

行政によるサービス提供の必要性が低くなっていると考えられ、サービスの必要性を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①行政において更新しないことを前提に検討します。（行政として保有する必要性が低くなったため）
配圏の考え方	—
特記事項	・これまでどおり「鳥取市有施設の民間等への譲渡に関する取扱い方針」（※参考資料を参照）に沿って、可能な限り早期に地元への譲渡等を進めます。 ・地元へ譲渡等できない場合、転用等を検討します。

◆個別の建物（施設）について

現状どおり活用しつつ、基本的な考え方をふまえて取り組みを進めます。なお、建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※附随番号を基に算出）			
第1期 (2016～)	第2期 (2025～)	第3期 (2035～)	第4期 (2045～)
大井共同処理加工施設、成器地区農産物加工施設	佐治町農産物加工センター、鹿野ふるさと加工所、気高農産物加工施設、大村農産物加工施設	かちべ伝承館、香取農産物加工センター、社農産物加工施設、麻生地区農産物加工施設、円通寺共同加工所、国府七草の家、神戸ふれあいセンター	大茅地区農産物加工施設、東郷農産物加工施設、国安共同加工所、福部アイデア館

(2) 農機具保管施設・共同作業施設

(所管：農業振興課、人権推進課)

◆位置付け

農業の振興を図るため設置

◆サービス提供の方針

利用者が限定的かつ営利目的の施設であることから、行政によるサービス提供は縮小します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①行政において更新しないことを前提に検討します。（行政として保有する必要性が低くなったため）
配圏の考え方	—
特記事項	・これまでどおり「鳥取市有施設の民間等への譲渡に関する取扱い方針」（※参考資料を参照）に沿って、可能な限り早期に地元への譲渡等を進めます。 ・地元へ譲渡等できない場合、解体・売却等を検討します。

◆個別の建物（施設）について

ア) 基本的な考え方をふまえ検討する施設

現状どおり活用しつつ、基本的な考え方をふまえて取り組みを進めます。なお、建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※附随番号を基に算出）			
第1期 (2016～)	第2期 (2025～)	第3期 (2035～)	第4期 (2045～)
円通寺共同作業所第2、下味野	高殿共同作業所、大杵農機具保管施設、広域	服部・大豆処理調整施設、馬場	西円通寺大型共同作業場、

保管庫第3、夏ヶ谷共同作業所、宮長共同作業所、宮長農機器具保管庫、旧下味野農機器具保管庫第2、古海農機器具保管庫第3、国安育苗施設、国安農機器具保管庫第3、正法寺共同作業場、西品治農機器具保管庫第4、大井農機器具保管施設、大井共同作業所第2、谷山畜産団地、中井二共同作業場、中井二農機器具保管庫、中村共同作業所、中村農機器具保管庫、馬場大型共同作業場、上山手共同作業所、上山手農機器具保管庫、旧夏ヶ谷農機器具保管施設、夏ヶ谷共同作業所（農機器具保管庫）、下味野農機器具保管庫第1、下味野農機器具保管庫第1、古海農機器具保管庫第1、上町屋小型動力ポンプ格納庫、南広西小型動力ポンプ格納庫、上葛谷農機器具保管庫、大井共同作業所第1、下古用瀬共同作業所	育苗施設、安城農事センター、上山手共同作業所、中井二畜産団地、中井二しいたけ施設、下曳田しいたけ施設、水耕栽培施設ハウス（管理棟）、鹿野・大工町農産物集出荷場、山根町農産物集出荷場、南広西農機器具保管庫、麻生地区水気耕栽培施設、先城地区農機器具保管施設、農機器具保管施設兼共同集出荷施設（気高）、谷山農機器具保管庫第2、麻生農機器具保管庫、南川農産物集出荷場、法楽寺農産物集出荷場、元品治農機器具保管施設第2、佐治町自然環境活用センター	地区野菜栽培施設、先城地区農機器具保管施設、中井二共同畜舎堆肥舎、中井二畜産団地、曳田しいたけ菌床培養室、水耕栽培施設ハウス（温室）、農機器具保管施設兼共同集出荷施設（気高）、山ヶ舞共同作業所第1、上葛谷共同作業所、宮長農機器具保管庫（2棟）	馬場地区野菜栽培施設、水耕栽培施設ハウス（温室）、小別所共同作業場、稲常共同作業場、元品治農機器具保管庫第1、松並農機器具保管施設
---	--	---	---

イ) 上記以外の施設

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
観光農業園地等管理施設（飯盛山荘）	休止	（利用実態をふまえて）更新しません		○		
農業バイオセンター（鹿野）	転用を検討	（利用実態をふまえて）更新しません		○		
体験農園管理棟（佐治）	利活用、転用等を検討	基本的な考え方をふまえ検討			○	
炭やき体験の館	転用・譲渡等を検討	基本的な考え方をふまえ検討			○	

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（18頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

16 観光・保養施設

(1) 観光施設

（所管：観光戦略課、文化芸術推進課、生涯学習・スポーツ課ほか）

◆位置付け

観光振興及び地域の活性化を図るため設置

◆サービス提供の方針

観光施策を推進するため当面は現状維持しますが、年間の利用者（来場者）が3年連続で前年実績を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合はサービス提供の根本的な見直し（廃止）を前提とし検討します。

ただし見直しにあたっては、観光振興、地域活性化等も踏まえ、地元・関係者等と十分協議しながら進めます。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。 ②利用者が多い施設は充実し、利用者が少ない施設は縮小を検討します。
配膳の考え方	—
特記事項	・設備目的が終了した施設や稼働率（利用率）が低い施設においては、更新等検討時期を待たずに、譲渡や転用等を検討します。 ・一部の施設で借地の解消を検討します。

◆個別の建物（施設）について

ア) 基本的な考え方をふまえ検討する施設

現状どおり活用しつつ、基本的な考え方をふまえて取り組みを進めます。なお、建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※附随等を含むに跨出）			
第1期 （2016～）	第2期 （2025～）	第3期 （2035～）	第4期 （2045～）
	流しびなの館 さじアストロパーク （観測所・木工体験学習施設・多目的ハウス）	お城山展望台 さじアストロパーク （天文台） 食文化体験施設万葉の館 そば道場	鹿野往来交流館 道の駅「清流茶屋かわはら」 サンドバルとっとり

イ) 上記以外の施設

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
用瀬観光物産センター	現状どおり活用しつつ、流しびなの館のあり方をふまえ検討	流しびなの館のあり方をふまえ検討		○		
さじアストロパーク（レストハウス）	現状どおり活用しつつ、利活用、転用等を検討	基本的な考え方をふまえ検討		○		

気高町遊漁センター	現状どおり活用	基本的な考え方をふまえ検討		○	
鳥取世界おもちゃ館	現状どおり活用（県と共同施設のため県と協議）	県と協議し検討			○
因幡万葉歴史館	やまびこ館の分館として他施設との複合化を検討	基本的な考え方をふまえ検討			○
気高町観光センター	現状どおり活用	（利用実態をふまえ）更新しない方向で検討			○

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（18頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

◆次の施設は、計画期間終了後（2055年度以降）に更新等検討時期（耐用年数の到来時期）を迎えます。ただし、実際に更新を検討する時期は、建物の利用・立地状況や劣化進捗度などによって前後します。
また、施設見直しが必要となった場合は、更新等検討時期に関わらず、方向性を検討することとなります。

・対象施設：道の駅「神話の里白うさぎ」、鳥取砂丘砂の美術館

（2）文化財

（所管：文化財課、文化芸術推進課）

◆位置付け

文化の向上と福祉の増進を図るため設置

◆サービス提供の方針

保存すべき施設であり、現状維持を基本とします。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①現存のとおり維持する方向で検討します。
配置の考え方	—
特記事項	

◆個別の建物（施設）について

施設名	建物（施設）の方向性		更新等 検討時期
	当面（更新時まで）	更新時	
仁風閣	現状どおり活用	基本的な考え方をふまえ検討	—
城下町とっとり交流館	現状どおり活用（借地の解消を検討）	基本的な考え方をふまえ検討	—

（3）宿泊施設

（所管：観光戦略課、林務水産課ほか）

◆位置付け

市民の保養と観光の振興に寄与するため設置

◆サービス提供の方針

サービス内容が民間事業者と競合している施設については、サービス提供は縮小または廃止する方向で検討します。

利用が少ない施設については、サービスの根本的な見直しを前提に、観光振興、地域活性化の観点を持ち、関係者等と協議しながら検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①行政による更新を行わないことを前提として存廃について検討します。 ②民間活力による更新・活用を検討します。
配置の考え方	・市全体で配置を検討します。
特記事項	・設け目的が終了した施設や民間と競合する施設は、更新等検討時期を待たずに、譲渡や転用等を検討します。

◆個別の建物（施設）について

ア）基本的な考え方をふまえ検討する施設

現状どおり活用しつつ、基本的な考え方をふまえて取り組みを進めます。なお、建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※耐用年数を基に算出）			
第1期 （2016～）	第2期 （2025～）	第3期 （2035～）	第4期 （2045～）
	山王谷キャンプ場	柳茶屋キャンプ場（ハーベキュー棟） 安蔵森林体験交流施設	

イ）耐震性能が低い施設

耐震診断の結果、下記の施設は耐震性能が低い状態です。なお、建物の更新等を検討する（耐用年数に向かう）時期は下記のとおりです。

現状どおり活用しつつ、耐震対応について検討するほか、更新時には基本的な考え方をふまえて検討します。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※耐用年数を基に算出）			
第1期 （2016～）	第2期 （2025～）	第3期 （2035～）	第4期 （2045～）
たんぼり荘		山紫苑	

ウ）上記以外の施設

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
サイクリングターミナル砂丘の家	現状どおり活用しつつ、譲渡等を検討	基本的な考え方をふまえ検討	○			

宿泊研修施設コスモスの館	現状どおり活用（借地の解消を検討）	基本的な考え方をふまえ検討		○	
かわはら三滝荘	利用状況等をふまえ規模縮小等を検討	利用実態をふまえ検討		○	

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（18頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

（4）日帰り温泉施設

（所管：観光戦略課、高齢社会課）

◆位置付け

市民の保養と観光の振興に寄与するため設置

◆サービス提供の方針

サービス内容が民間事業者と競合しており、行政以外でも提供可能なサービスであることから、行政としてのサービス提供は縮小または廃止する方向で検討します。

利用が少ない施設については、サービスの根本的な見直しを前提に、観光振興、地域活性化の観点を持ち、関係者等と協議しながら検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①行政による更新を行わないことを前提として存廃について検討します。 ②民間活力による更新・活用を検討します
配置の考え方	—
特記事項	・民間と競合することから、更新等検討時期を待たずに譲渡や転用等を検討します。 ・建物だけでなく、設備の耐用年数をふまえて更新時期等を検討します。

◆個別の建物（施設）について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
湯谷荘	現状どおり活用しつつ、譲渡等を検討	基本的な考え方をふまえ検討	○	○		
浜村温泉館	休止（サービス提供の方針に基づき検討）	基本的な考え方をふまえ検討		○		
ふれあい会館	現状どおり活用しつつ、譲渡等を検討	基本的な考え方をふまえ検討			○	
温泉館ホットピア鹿野	現状どおり活用しつつ、譲渡等を検討	基本的な考え方をふまえ検討			○	

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（18頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

17 公営住宅

（所管：建築住宅課）

◆位置付け

市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため設置

◆サービス提供の方針

県有施設や民間施設とのサービス内容や提供量を比較し、本市が直接提供するサービスの縮小を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。 ②借り上げ型公営住宅への転換を検討します。 ③民間と連携した住宅供給を検討します。
配置の考え方	・県有施設や民間施設の配置等を勘案し、統合・整理を検討します。
特記事項	・詳細は、鳥取市営住宅長寿化計画で検討します。

◆個別の建物（施設）について

ア）基本的な考え方をふまえ検討する施設

現状どおり活用しつつ、基本的な考え方をふまえて取り組みを進めます。

他の施設分類と同様に、財務省令を基準として算出した建物の更新等検討時期（耐用年数を迎える時期）は、下記のとおりです。

ただし、公営住宅においては、詳細な方針や更新を検討する時期等について、「鳥取市営住宅長寿化計画」としてまとめることとし、当該計画は公営住宅法施行令に基づく耐用年限※を用いて作成します。（長寿化計画の耐用年限等を優先します。）

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財務省令を基に算出）			
第1期 （2016～）	第2期 （2025～）	第3期 （2035～）	第4期 （2045～）
長瀬団地（51～55） 駅南団地 徳吉団地（R1～15） 国安団地（改良） 吉成団地 浪花団地 大井団地 齋谷城山団地（51～53）	国安団地（公営） 出合団地 西浜団地 齋谷城山団地（54～57） 大森団地（RG棟） 長瀬団地（57,58） 田島団地 徳吉団地（R16～19） 浪花団地	勝見団地 新麻生団地 齋谷城山団地（勤労） 齋谷西町第二団地 鷹狩団地 湯花団地 馬場団地 矢口団地 用瀬城山団地 下味野団地 下味野B団地 出合団地 玄好団地 旭町団地（1～11棟） 円通寺団地 三角団地	グリーンハイアおや 旭町団地（12棟） 円通寺B団地 円通寺C団地 賀露団地 古海団地 湖山団地 材木団地 勝見団地 西品治北団地 大森団地（RC棟） 湯所団地 法花寺団地

※大規模な棟が複数あることから耐用年数到来時期が複数期に存在する団地もあります。

※参考：公営住宅法施行令に基づく耐用年限

住宅	耐用年限
耐火構造の住宅	70年
準耐火構造の住宅	45年
木造の住宅	30年

イ) 耐震性能が低い施設

耐震診断の結果、下記の施設は耐震性能が低い状態であったため、次のとおり検討します。

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
中井二団地	現状どおり活用	長瀬団地への統合を検討	○			
下曳田団地	現状どおり活用	長瀬団地への統合を検討	○			

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（18頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

ウ) 上記以外の施設

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
龜井団地	現状どおり活用	他の団地への統合を検討	○			
ほき元団地	現状どおり活用	他の団地への統合を検討	○			
勝負第2団地	現状どおり活用	廃止を検討	○			
わかとり団地	現状どおり活用	他の団地への統合を検討	○	○		
下佐賀団地	現状どおり活用	他の団地への統合を検討		○		

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（18頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

●次の施設（一部の棟）は、計画期間終了後（2055年度以降）に更新等検討時期（耐用年数の到来時期）を迎えます。

- ・対象施設：菁谷あさひ団地1、2、湖山団地5、7、賀露団地11

18 学校関連施設

(1) 小学校

(所管：教育総務課)

◆位置付け

心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すため設置

◆サービス提供の方針

全ての児童に適切なサービス（教育・発育の場）を提供します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①中長期的に維持することが考えられる施設（校区審議会において統合を検討していない学校）については、文部科学省の方針に基づき、長寿命化の対策を施します。 ②周辺の公共施設との複合化を検討します。 ③単独で更新する場合、児童数の推移（見込み）をふまえて規模を検討します。
配置の考え方	・校区審議会での議論等を基に配置を検討します。
特記事項	・空きスペースの活用や長期休業期間の利活用等を検討します。 ・規模の適正化や機能の複合化など、これまでの本市の方針及び文部科学省の方針に基づき施設のあり方を検討します。

◆個別の建物（施設）について

現状どおり活用しつつ、基本的な考え方をふまえて取り組みを進めます。

他の施設分類と同様に、財務省令を基準として算出した建物の更新等検討時期（耐用年数を迎える時期は、下記のとおりです。

ただし、学校については、文部科学省の方針に基づく長寿命化策によって、建物の目標使用年数を約80年に延ばすことをめざすため、この場合には第4期以降に更新等を検討する施設が多くなる見込みです。

また、統合によって廃止となった施設については、その他施設に分類し、その後のあり方を検討します。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財務省令を基に算出）			
第1期 (2016～)	第2期 (2025～)	第3期 (2035～)	第4期 (2045～)
美和小学校	大正小学校	遷喬小学校	日進小学校
湖南学園小学校	米里小学校	米里小学校	浜坂小学校
明徳小学校	福葉山小学校	美保南小学校	岩倉小学校
久松小学校	東郷小学校	湖山西小学校	若葉台小学校
富桑小学校	世紀小学校	賀露小学校	醇風小学校
世紀小学校	湖山小学校	富桑小学校	国府東小学校
湖山小学校	津ノ井小学校	中ノ郷小学校	散岐小学校
浜坂小学校	美保小学校	湖南学園小学校	鹿野小学校
河原第一小学校	宮ノ下小学校	国府東小学校	
西郷小学校	逢坂小学校	福部小学校	
用瀬小学校	浜村小学校	宝木小学校	
佐治小学校	菁谷小学校	瑞穂小学校	

浜村小学校 末恒小学校	神戸小学校 末恒小学校	末恒小学校	
----------------	----------------	-------	--

※大規模な棟が複数あることから、更新等検討時期が複数（棟別）存在する学校もあります。

- 次の施設（一部の棟）は、計画期間終了後（2055年以降）に更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財務省令基準）を迎えます。
- ・対象施設：美保南小学校、鶯谷小学校、城北小学校、修立小学校

（2）中学校

（所管：教育総務課）

- ◆位置付け
小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すため設置

- ◆サービス提供の方針
全ての生徒に適切なサービス（教育・発育の場）を提供します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①中長期的に維持することが考えられる施設（校区審議会において統廃合を検討していない学校）については、文部科学省の方針に基づき、長寿命化の対策を施します。 ②周辺の公共施設との複合化を検討します。 ③単独で更新する場合、生徒数の推移（見込み）をふまえ規模を検討します。
配膳の考え方	・校区審議会での議論等を基に配膳を検討します。
特記事項	・空きスペースの活用や長期休業期間の利活用等を検討します。 ・規模の適正化や機能の複合化など、これまでの本市の方針及び文部科学省の方針に基づき施設のあり方を検討します。

- ◆個別の建物（施設）について
現状どおり活用しつつ、基本的な考え方をふまえて取り組みを進めます。
他の施設分類と同様に、財務省令を基準として算出した建物の更新等検討時期（耐用年数を迎える時期は、下記のとおりです。

ただし、学校については、文部科学省の方針に基づく長寿命化策によって、建物の目標使用年数を約80年に延ばすことをめざすため、この場合には第4期以降に更新等を検討する施設が多くなる見込みです。

また、統合によって廃止となった施設については、その他施設に分類し、その後のあり方を検討します。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財務省令を基に算出）			
第1期 (2016~)	第2期 (2025~)	第3期 (2035~)	第4期 (2045~)
江山中学校 北中学校	東中学校 桜ヶ丘中学校	東中学校 高華中学校	西中学校 南中学校

湖東中学校 国府中学校 禰部中学校 鹿野中学校 鶯谷中学校	中ノ郷中学校 湖東中学校	南中学校	中ノ郷中学校 北中学校
---	-----------------	------	----------------

※大規模な棟が複数あることから更新等検討時期が複数（棟別）存在する学校もあります。

- 次の施設（一部の棟）は、計画期間終了後（2055年以降）に更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財務省令基準）を迎えます。
- ・対象施設：千代南中学校、桜ヶ丘中学校、河原中学校、気高中学校

（3）学校給食センター

（所管：学校保健給食課）

- ◆位置付け
学校給食を共同調理するため設置

- ◆サービス提供の方針
安全・安心な給食を継続的かつ安定して提供します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①必要な規模を確保します。 ②民間活力を活用した更新を検討します。
配膳の考え方	・提供食数の推移（見込み）や移動条件（給食配送）等をふまえ、可能な限り統合を検討します。
特記事項	

- ◆個別の建物（施設）について
財務省令基準により算出した建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。なお、実際に更新を検討する時期は、施設の性質上、衛生管理基準への対応状況、施設設備の劣化状況などを勘案する必要があるため、更新等検討時期に関わらず、基本的な考え方をふまえ第1期以内に方向性を検討します。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財務省令を基に算出）			
第1期 (2016~)	第2期 (2025~)	第3期 (2035~)	第4期 (2045~)
		第一学校給食センター 第二学校給食センター 湖東学校給食センター 気高学校給食センター 鹿野学校給食センター 鶯谷学校給食センター	国府学校給食センター 河原学校給食センター

19 公園施設

（所管：都市環境課、林務水産課）

◆位置付け

住民の健康及び福祉の増進を図るため設置

◆サービス提供の方針

公園利用者が安心して公園を利用できるよう現状維持を基本とし、必要なサービスを提供します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①必要な規模での更新を検討します。
配置の考え方	—
特記事項	都市公園に位置づけられる施設については、「鳥取市公園施設長寿命化計画」で検討します

◆個別の建物（施設）について

ア) 基本的な考え方をふまえ検討する施設

現状どおり活用しつつ、基本的な考え方をふまえて取り組みを進めます。なお、建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財務省令を基に算出）			
第1期 (2016～)	第2期 (2025～)	第3期 (2035～)	第4期 (2045～)
		本的場公園（管理棟） 東富安公園（鳥取市交通公園）	殿ダム交流広場

※公園の管理に必要な管理棟で100㎡以下の小規模なものは省略しています。

イ) 上記以外の施設

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
橋谿公園（梅鯉庵）	現状どおり活用	集会施設として利用状況等をふまえ検討	○			
行徳緑地（行徳苑）	現状どおり活用	集会施設として利用状況等をふまえ検討	○			
とっとり出合いの森	現状どおり活用（県と共同施設のため県と協議）	県と協議し検討				○

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（18頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

20 環境関連施設

(1) 浄水施設

（所管：農村整備課）

◆位置付け

地域の福祉の増進及び環境衛生の向上のため設置

◆サービス提供の方針

市民生活を守る上で必要な機能として継続してサービスを維持します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①必要な規模で更新します。
配置の考え方	—
特記事項	・今後も行政による整備・更新を行います。 ・水道局への移管を予定しています。

◆個別の建物（施設）について

今後、施設を水道局へ移管し、公営企業会計の基で更新等が検討されますので、再配置計画では掲載しません。

(2) 可燃物処理施設

（所管：生活環境課）

◆位置付け

地域の福祉の増進及び環境衛生の向上のため設置

◆サービス提供の方針

必要な機能として継続して機能を維持します。環境に配慮した設備設置を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①人口推移等をふまえ必要な規模で更新します。
配置の考え方	—
特記事項	・今後も行政による整備・更新を行います。 ・建物の耐用年数に加え、設備の耐用年数をふまえて更新を検討します。

◆個別の建物（施設）について

現状どおり活用しつつ、基本的な考え方をふまえて取り組みを進めます。なお、施設の性質上、設備の老朽化（劣化）をふまえて更新等を検討する必要があります。

- ・対象施設：神谷清掃工場、国府町クリーンセンター、レインボーふくへ、ながおクリーンステーション

21 その他施設

(1) その他施設

①埋蔵文化財調査センター

(所管：文化財課)

◆位置付け

文化財を発掘・調査するために設置

◆サービス提供の方針

出土品（遺物）等を保管するほか、調査するためサービスを維持します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①既存施設（民間施設含む）の活用（機能移転・複合化等）を検討します。 ②コンテナ倉庫等の活用などを検討します。
配膳の考え方	—
特記事項	・主として収蔵等を担っており、必要性を検討し、適宜見直しを図ります。

◆個別の建物（施設）について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
埋蔵文化財調査センター	現状どおり活用。増加する遺物等の保管先を検討	基本的な考え方をふまえ検討します	○			

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（18頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

②国際交流プラザ

(所管：政策企画課)

◆位置付け

市民と外国人との相互国際理解及び国際交流を促進し、鳥取市の国際化の推進に資するため設置

◆サービス提供の方針

国際交流の促進、国際化が進む中での在住外国人支援の拠点として、必要な機能の拡充などサービスの内容を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①既存施設の活用（機能移転・複合化等）を検討します。
配膳の考え方	—
特記事項	

◆個別の建物（施設）について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
国際交流プラザ	機能移転を検討（国際交流プラザ部分のみ）	基本的な考え方をふまえ検討				○

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（18頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

③リサイクルドリームハウス

(所管：生活環境課)

◆位置付け

省資源活動を推進し、市民にふれあいの場を提供するため設置

◆サービス提供の方針

行政として、現在のまま保有する必要性は低いため、用途転用等によってより自由度の高い施設となるよう検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①行政による更新を行わないことを前提として検討します。 ②既存施設の活用（機能移転・複合化等）を検討します。
配膳の考え方	—
特記事項	・更新等検討時期を待たずに、譲渡や転用等を検討します。

◆個別の建物（施設）について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
リサイクルドリームハウス	現状どおり活用（転用・譲渡を検討）	基本的な考え方をふまえ検討		○		

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（18頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

④鳥取テレピア（有線テレビジョン放送施設）

（所管：情報政策課）

◆位置付け

地域間における情報格差を解消するため設備

◆サービス提供の方針

機器の保管、情報発信の拠点としてサービスを維持します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①他の既存施設の活用（機能移転・複合化等）を検討します。
配置の考え方	—
特記事項	

◆個別の建物（施設）について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
有線テレビジョン放送施設	現状どおり活用	基本的な考え方をふまえて検討				○

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（18頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

(2) 民間活用中の施設

◆位置付け

市民サービスの向上や、地域活性化などのため、行政として設備目的を終えた施設を民間等が活用（転用）している建物

◆サービス提供の方針

建物の有効活用として、活用できる状況であれば現状どおり貸付等を行います。安全性等に問題がある場合は貸付停止や解体等を検討します。

サービス継続にあたっては、利活用者との協議をふまえて検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①行政による更新を行わないことを前提として協議します。 （当初の設備目的を終え、行政として保有する必要性が低くなったため） ②サービス継続が必要な場合、他の既存施設の活用（移転）等をふまえて協議します。
配置の考え方	—
特記事項	・可能な限り利用者等への譲渡を行い、利用者にとって自由度の高い施設とします。

◆個別の建物（施設）について

サービス提供の方針等をふまえて、取り組みを進めます。更新時には基本的な考え方をふまえて検討します。

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
鹿野地区コミュニティ施設（屋内運動場）	現状どおり		○			
旧鹿野幼稚園	現状どおり		○			
旧大茅小学校	現状どおり（機能移転等）を検討		○			
国府中学校（寄宿舎）	用途転用を検討		○			
旧成器小学校	現状どおり（機能移転等）を検討		○			
いきいき成器保育園	現状どおり（譲渡等）を検討		○			
旧河原幼稚園	現状どおり		○			
旧河内へさち保育所	現状どおり（借地の解消）を検討		○			
旧日置谷小学校	現状どおり（更なる活用）を検討		○			
旧用瀬分団消防ポンプ車庫	譲渡等）を検討		○			
青年会館（用瀬）	現状どおり（譲渡等）を検討		○			
簡易プール（佐治）	現状どおり		○			
緑の郷	現状どおり（譲渡等）を検討		○			
旧勝谷幼稚園	現状どおり（譲渡）を検討		○			
旧小麗河幼稚園	現状どおり（譲渡）を検討	基本的な考え方をふまえて検討	○			
旧八上保育園	現状どおり（譲渡）を検討		○			
職員会館白砂	現状どおり（譲渡等）を検討		○			
旧佐治中学校	現状どおり（更なる活用）を検討		○			
旧佐治中学校（体育館）	現状どおり（活用）を検討		○			
谷山共同浴場	地元譲渡）を検討		○			
麻生屋内児童遊園	現状どおり		○			
旧気高第1分団ポンプ車格納庫	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
旧下佐貴共同作業所	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
旧麻生農機具保管庫	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
麻生共同作業所	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
旧薮ヶ谷共同作業所	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
旧下味野共同作業所	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
旧上町屋共同作業所	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
旧上町屋農機具保管庫	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
旧南広西共同作業所	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
旧山ヶ鼻農機具保管庫	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
旧西品治共同作業所第1	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
旧西品治共同作業所第2	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（18頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
西品治農機具保管庫第3	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
円通寺農機具保管庫第1・第2	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
下曳田農機具保管庫	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
古海農機具保管庫第2	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
古海共同作業所第1・第2	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
高殿農機具保管施設第1・第2	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
国安共同作業所第2	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
国安農機具保管庫第1・第2	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
山ヶ鼻共同作業所第2	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
西町共同作業所	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
西品治農機具保管庫第3	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
蔵内共同作業場	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
谷山共同作業所	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
谷山農機具保管庫第1	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
田島農機具保管庫第1・第2	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
馬場共同作業所	現状どおり（地元へ無償貸付）	基本的な考え方をふまえて検討	○			
馬場農機具保管施設	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
別府共同作業所	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
倭文共同作業所	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
倭文農機具保管庫第1・第2	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
鳥取市お試し定住体験専用施設	現状どおり			○		
佐治町郷土文化保存伝習施設	現状どおり（用途転用を検討）			○		
焼き物工塵	現状どおり（利用団体へ無償貸付を検討）			○		
橋本簡易郵便局	譲渡等を検討			○		
湖南中学校	現状どおり			○		
旧佐治学校給食センター	現状どおり			○		
ふたば作業所貸付建物	現状どおり				○	
尾瀬観光案内所	解体を検討				○	
一般住宅（宝木）	現状どおり（譲渡等を検討）				○	
佐治大型共同作業場	現状どおり（事業者へ有償貸付）				○	
下曳田大型共同作業場	現状どおり（事業者へ有償貸付）				○	
旧福部幼稚園	現状どおり			○		
西円通寺大型共同作業場	現状どおり（事業者へ有償貸付）				○	
高齢者いきいき交流センター(用瀬)	現状どおり（用途転用を検討）				○	

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（18頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

(3) 未活用施設

◆位置付け

行政として設置目的を終え、現在は活用されていない施設（一時的に倉庫となっているものを含む）

◆サービス提供の方針

建物の状態が良好な場合は、利活用や譲渡等を検討しますが、安全性等の問題がある場合は解体等を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①活用が見込まれない場合、更新しません。 ②活用される場合、活用の内容（施設分類）に応じて検討します。
配置の考え方	—
特記事項	・可能な限り早期に活用を検討します。（支出を伴わない手法） ・活用等が困難な場合、譲渡・解体等を検討します。

◆個別の建物（施設）について

基本的な考え方をふまえて取り組みを進めます。更新時には基本的な考え方をふまえて検討します。

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
旧大正保育園	解体等を検討	基本的な考え方をふまえて検討	○			
旧ひまわり保育園	貸付を検討中		○			
旧香谷中央公民館	解体予定		○			
旧末恒地区公民館	解体を検討		○			
佐治町豪雲山村開発総合センター	現状どおり（支所のあり方をふまえて検討）		○			
旧国府町総合支所	解体を検討		○			
旧日置地区公民館	譲渡等を検討		○			
旧勝部地区公民館	譲渡等を検討		○			
国安共同作業所第1	譲渡等を検討		○			
旧東郷児童館	譲渡等を検討		○			
旧湖山地区公民館	譲渡等を検討		○			
用瀬学校給食センター	利活用を検討			○		
海浜浜掃車格納庫（福部）	譲渡等を検討			○		
旧ふたば保育園	譲渡等を検討（借地の解消を検討）			○		
下佐治大型共同作業場	利活用を検討				○	
リバーフレンド鳥取	譲渡等を検討				○	
園芸用ガラスハウス	譲渡等を検討			○		

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（18頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

第5章 事業化に向けた考え方

1 点から面への展開（エリアマネジメント）

再配置計画は、施設を点でとらえています。事業化に向けては一定の範囲内（面）にある施設（民間施設含む）について、総合的にとらえて計画策定する必要があります。

今後の公共施設経営としては、中学校区（地域施設の範囲）を一つの地域（エリア）として、最も効果的で効率のよい施設経営（マネジメント）に向けた検討を行います。

2 事業計画に関する市民意見の反映

施設の更新等に関する事業計画を検討する際、施設の利用圏域ごとに関係者（市民）の意見を求め、公共施設経営の考え方のもと意見を反映できるよう検討します。

エリアマネジメントを推進するうえで、地域の声を事業計画に活かすことが重要であり、地域から自発的な提案が出される仕組みを検討します。

広域・市域施設など、規模が大きな施設については、施設を利用していない市民（納税者として施設更新等の費用を負担している市民）にも幅広く意見を求めます。

3 事前協議制度の導入

施設の更新等にあたっては、施設所管課が“提供すべきサービスの必要性”等をまとめた上で、公共施設経営担当部署と計画（構想）を検討する段階から事前協議することを制度化します。

この事前協議制度の導入によって、各事業（更新等）と経営基本方針・再配置計画等との整合性を確認し、計画的で統一感のある公共施設経営を推進します。

また、事前協議の結果を財政（予算編成）とも連動することで、施設総量の縮減など目標の達成を確実なものとし、

《作成中》

第6章 再配置計画の推進・マネジメント

1 推進体制

（1）全庁的な体制

再配置計画の推進にあたっては、トップマネジメントのもと、既存の組織を有効に活用しつつ、庁内で横断的な連携を図るための体制を構築します。また、必要に応じて個別事業の検討体制を整えます。

（2）庁内の役割分担

公共施設経営担当部署は、再配置計画の推進役として“公共施設経営全体の進捗管理”や“個別事業間の調整”、“事前協議等を通じた自治体経営への関与”“各種ファシリティマネジメント施策の企画・提案・実践”を担います。

施設所管課は、基本方針及び再配置計画に基づき、積極的に公共施設のあり方を見直すほか、個別事業の実施主体となって公共施設経営を進めます。

財政担当部署は、公共施設経営の考え方をふまえた予算配分に努めることで、将来にわたり安定した自治体経営（財政）に努めます。

2 計画マネジメント（進行管理）

計画期間を分割し、各期（概ね10年毎）において特に重点的に解消すべき課題や施設見直しの工程表等を設定したアクションプラン（仮称）を作成し、積極的に公共施設経営を推進します。

施設再配置や総量縮減などについては、毎年度、その内容や進捗状況について検証を行い、継続的な見直しを行います。

施設単体だけでなく、まちづくりの一環としての公共施設経営となるよう各種計画と整合性を図りつつ取り組みを進めます。

3 計画の見直し

社会経済情勢の変化等に伴い、今後、新たに顕在化する課題等に柔軟かつ迅速に対応するため、必要に応じて再配置計画等の見直しを行います。

《作成中》

《用語説明》

(五十音順)

用語	説明
維持管理費	施設の維持にかかる経費のうち保守点検費・清掃費・整備費・経常的な小規模修繕費・借地料等のこと
インフラ	道路や橋りょう、上下水道など社会基盤のこと
合併算定替	市町村合併後10年度（本市の場合は2014年度まで）は、合併前の旧市町村が存続するものとして計算した交付税額の合計額を下回らないようにし、11年度目以降は段階的に交付税額が縮減させていくことにより、合併市町村が交付税上不利益を被ることのないよう配慮された制度のこと
公共施設	公共の福祉のために整備した建築物（屋根がある建物）のこと
公共施設等総合管理計画	公共施設等（公共施設及びインフラ）の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統合・長寿命化などを計画的に進めるための計画のこと。（平成26年4月に総務省が全ての自治体に対して策定要請）
更新経費	建物の建替えや大規模改修または更新等に要する経費（建設・修繕・更新・維持・解体にかかる経費）のこと
コンパクトシティ	分散した都市機能を集約させ、生活圏の再構築を進めることで、都市機能の近接化による歩いて暮らせる集約型まちづくりのこと。本市では、各拠点に都市機能を集約し、拠点を公共交通等で結ぶ「多極型コンパクトシティ」に向けて取り組んでいる
施設機能	施設で提供されるサービスまたは施設利用を通じて得られるサービスのこと（本方針での解釈）
生涯経費（ライフサイクルコスト）	建物の生涯（企画から設計・建設・運営管理・修繕・解体まで）のサイクルに発生する全ての経費のこと
耐用年数	建物（減価償却資産）が使用できる期間として法的に定められた年数のこと。（再配置計画では財務省令を基に設定。物理的な耐用年数とは異なる）
多機能化	一つの施設に複数の機能を持たせること。同一の居室を複数の施設で使用する
地方交付税	地方公共団体ごとの不均衡の是正や一定レベルの行政サービス提供を維持するための財源を保障する国から地方に再配分される財源のこと
ファシリティマネジメント	事業者が目的を達成するために、公共施設等の経営資源（ファシリティ）を総合的に企画、管理、活用すること
複合化	一つの土地や建物に複数の異なる施設を集めること。（集約化は、同一種類の複数施設（棟）を一つの施設（棟）にまとめること）
ふるさと創生1億円事業	1988年から翌年にかけて、地域振興を目的として、国が各市町村に対して1億円を交付した政策（事業）のこと（自ら考え自ら行う地域事業）
フルセット（公共施設）	各自治体（地域単位）において、それぞれホール、公民館、体育館などの公共施設を一通り配備している状態のこと
用途転用	使用する建物を当初の用途から他の用途へと変更すること。
PDCA サイクル	Plan（計画）、Do（実行）、Check（検証）、Action（改善）の4つのステップを一つのプロセスとして捉えて（管理）マネジメントしていくこと
Win-Win	当事者双方が利益やメリットを享受すること

※再配置計画における解釈

(たたき台)

鳥取市公共施設再配置基本計画

平成 年(201 年) 月

編 集 鳥取市総務部総務調整監財産経営課

〒680-0845 鳥取市富安二丁目138番地4
電 話 (0857) 20-3852
FAX (0857) 20-3879
E-mail zaisankanri@city.tottori.lg.jp

平成28年度 各総合支所地域振興特定予算

地域	事業名	課名
国府地域	国府地域活性化推進事業費	国府町地域振興課
	総合支所統括費	
	地域おこし協力隊事業費	
	地域伝統芸能保存事業	
	万葉集朗唱の会開催費	
	万葉フェスティバル開催事業費	
	こくふまつり開催費	
	マ스つりフェスタ補助金	
	ウォークラリー大会実行委員会補助金	国府町教育委員会分室
福部地域	福部地域活性化推進事業費	福部町地域振興課
	総合支所統括費	福部町産業建設課
	らっきょう生産振興大会助成事業	
	各種団体負担金(むらづくり運動事業費、むらづくり大会補助金)	福部町教育委員会分室
	基幹公民館事業費	
	公民館祭開催費	
	鳥取砂丘らっきょう花マラソン開催費	
河原地域	河原地域活性化推進事業費	河原町地域振興課
	総合支所統括費	
	河原城イベント企画事業費	
	フライトフェスティバル事業費	
	文化振興費	
	田中寒樓顕彰会開催費	河原町産業建設課
	あゆ祭補助金	
	花いっぱい推進事業	河原町教育委員会分室
	河原町文化祭事業費	
	町民スポーツの日開催費	
用瀬地域	用瀬地域活性化推進事業費	用瀬町地域振興課
	総合支所統括費	
	ジゲおこし事業費	
	町民音楽祭開催費	
	用瀬流しびな行事	用瀬町産業建設課
	流しびなの里をめぐるエコツーリズム推進事業費	
	ふれあいまつり開催費	用瀬町教育委員会分室
	青少年教育振興事業費	
	流しびなマラニック大会補助金	

地域	事業名	課名
佐治地域	佐治地域活性化推進事業費	佐治町地域振興課
	総合支所統括費	
	地域おこし協力隊事業費	
	ふるさとの味祭り事業費補助金	
	佐治町文化協会等支援事業	
	文化振興費(さじ民話会補助金)	
気高地域	気高地域活性化推進事業費	気高町地域振興課
	総合支所統括費	
	地域おこし協力隊事業費	
	ふるさと産業まつり(気多の市)補助金	
	貝がら節まつり補助金	
	睦逢大堤うぐい突き補助金	
	貝がら節の郷づくり協議会補助金	
気高スカロップ杯中学校バレーボール大会補助金	気高町教育委員会分室	
鹿野地域	鹿野地域活性化推進事業費	鹿野町地域振興課
	総合支所統括費	
	鹿野わったいな祭事業	
	鹿野桜まつり花火大会補助金	
	街なみ修景整備推進事業	
	町民音楽祭開催事業補助金	
	地区公民館事業費	鹿野町教育委員会分室
スポーツクラブ鹿の助委託金		
青谷地域	青谷地域活性化推進事業費	青谷町地域振興課
	総合支所統括費	
	日中韓高校生国際交流事業	
	青谷オープン卓球大会補助金	
	青谷地域にぎわい創出事業補助金	
	観光イベント開催補助金	
	青谷ようこそ夏まつり事業費	青谷町産業建設課
	池田市・青谷町スポーツ少年団交流親善大会開催費	青谷町教育委員会分室

線表示

英語案内も

外国人向け

特色の取り組み。スムーズな乗車と乗り換えを支援する。
選定された色と記号は、山陰線(米子)・城崎温泉(黄緑色・A)・因美線(茶色・B)・境線(青色・C)・山陰線(安来)・益田(だいたい)色・D・木次線(山吹色・E)・三江線(水色・F)・伯備線(緑色・V)・因美線は智頭杉、伯備線は山並みをそれぞれイメージした。駅や列車内にある路線図、駅ホームの駅名標

因美線(茶色・B)・境線(青色・C)・山陰線(安来)・益田(だいたい)色・D・木次線(山吹色・E)・三江線(水色・F)・伯備線(緑色・V)・因美線は智頭杉、伯備線は山並みをそれぞれイメージした。駅や列車内にある路線図、駅ホームの駅名標

3月26日のダイヤ改正後、ワンマン列車内の行き先や次駅、到着前の案内で、山陰線の前の特急停車駅や由良駅、米子空港駅、境港駅を案内する自動放送に英語放送を取り入れる。

上を目的に新たに創設した制度。関東と関西、中国地方の1府3県から、八頭・体育に3人(募集2人)、智頭農林・ふるさと創造、森林科学、生活環境に1人(同4人)、倉吉農・生物に1人(同1人)の志願者があった。鳥取中央育英・体育と境・普通への志願者はなかった。全国募集については、鳥取環大は5日、運営協議会を鳥取県庁で開いた。3月卒業・

就職内定率が全国平均を上回る
鳥取環大は5日、運営協議会を鳥取県庁で開いた。3月卒業・

全日制0.9倍

鳥取県教委は5日、2016年度県立高校推薦入試の出願を締め切った。全日制の平均競争率は0.9倍(前年度0.81倍)で、18校36科7コースの募集人員753人に対して681人が志願。このうち初めて全国から募集した5校5科2コースでは、募集11人に5人の志願があった。

全日制で推薦入試志願者が募集人員を下回ったのは12校23科3コース。倍率が最も高かったのは米子南・生活文化(調理)の3倍。

鳥取環大は5日、運営協議会を鳥取県庁で開いた。3月卒業・

鳥取環大は5日、運営協議会を鳥取県庁で開いた。3月卒業・

鳥取環大は5日、運営協議会を鳥取県庁で開いた。3月卒業・

2016年度 鳥取県立高校推薦入試志願状況 (全日制課程)

学校名	小(コ)	学(ス)	科(ス)	募集人員(人以内)	志願者		競争率		
					人数(人)	今年	昨年	今年	昨年
鳥取商業	商	業		60	70	1.17	0.75		
鳥取工業	機	械		12	2	0.17	0.60		
	電	気		12	7	0.58	0.07		
	制	御	情	12	2	0.17	0.73		
	建	設	工	12	6	0.50	0.80		
鳥取湖陵	理	数	工	12	0	0.00	0.27		
	食	品	シ	15	14	0.93	0.93		
	緑	地	デ	15	1	0.07	0.27		
	電	子	機	15	1	0.07	0.13		
	電	子	機	15	15	1.00	0.67		
青谷	総	合		30	5	0.17	0.33		
	普	通		22	12	0.55	0.73		
八頭	普	通	(体育)	20	16	0.80	0.75		
	ふ	る	さ	24	0	0.08	0.17		
智頭農林	森	林	科	24	0	0.08	0.17		
	生	活	環	24	2	0.08	0.17		
倉吉西	普	通		24	36	1.50	1.33		
倉吉農	生	物		12	7	0.58	1.38		
倉吉総合	機	械		15	8	0.53	0.73		
	電	気		15	10	0.67	0.73		
	ビ	ジ	ネ	15	22	1.47	1.40		
	生	活	デ	15	25	1.67	1.53		
鳥取中央	普	通	(普通)	24	19	0.79	0.58		
	普	通	(体育)	20	20	1.00	1.25		
米子西	普	通		30	53	1.77	0.68		
米子	総	合		38	42	1.11	1.18		
米子南	ビ	ジ	ネ	45	54	1.20	1.02		
	生	活	文	7	14	2.00	2.14		
	生	活	文	8	24	3.00	1.63		
米子工業	機	械		15	19	1.27	1.07		
	電	気		15	19	1.27	0.93		
	情	報	電	15	8	0.53	1.20		
	環	境	エ	15	13	0.87	0.40		
	建	設	(土	7	4	0.57	0.71		
境	建	設	(建	7	12	1.71	1.71		
	普	通		50	69	1.38	1.15		
境港総合	海	洋		10	2	0.20	0.40		
	食	品	・	10	6	0.60	0.80		
	機	械		10	11	1.10	0.90		
日野	電	気	電	10	1	0.10	0.10		
	福	祉		10	10	1.00	1.80		
日野	総	合		20	12	0.60	0.50		
県	計			753	681	0.90	0.81		

(定時制課程)

学校名	小(コ)	学(ス)	科(ス)	募集人員(人以内)	志願者		競争率	
					人数(人)	今年	昨年	今年
鳥取緑風	総	合	}	14	1	0	0.07	0.14
					0	0	0.00	0.00
					4	0	0.00	0.00
米子白鳳	総	合	}	6	0	0	0.00	0.00
					0	0	0.00	0.00
					6	1	0.04	0.08
県	計			24	1	0.04	0.08	

国宝効果松江城

鳥根県内観光施設
15年入り込み客数

鳥根県は、2015 みを伸ばした一方、出年の県内主要観光施設 雲大社の「平成の大遷宮」の効果が落ち着いた。24施設の数値は、前年比0.4%減の約612万8千人。国宝と、松江城は昨年7月に指定された松江城天守(松江市)が入り込の国宝指定の効果で31

既に内定。このうち県内企業は37人となつて前年度7.2倍を上回った。

足立美術館(安来市)は貸し切りバス料金の引き上げによる団体ツアーの減少が響き、19.7%減の43万3910人。由志園(松江市)は夜間イルミネーションなどの企画が奏功し、3.2%増の24万8518人だった。

同課の清水寛之観光企画グループリーダーは「今年は松江城の国宝効果が周辺に波及するよう松江市との連携を強化したい」と話している。

過疎法について

過疎地域については、昭和45年に最初の過疎法である「過疎地域対策緊急措置法」が10年の時限立法として制定されて以来、これまで4次にわたり、いわゆる「過疎法」が制定され、各種の対策が講じられてきましたが、平成22年4月1日、平成27年度までの6年間の時限立法として、現行の「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」が施行されました。平成24年6月には、法期限をさらに5年間延長する一部改正が行われ、現在の法期限は平成32年度までとなっています。

この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としています。

過疎地域自立促進特別措置法で講じられている特別措置について、主なものは次のとおりです。

◆財政措置

○国の負担又は補助の割合の特例

- ・教育施設（公立小中学校の統合に伴うもの）：通常1/2→特例5.5/10
- ・児童福祉施設（保育所）：通常1/2→特例5.5/10
- ・消防施設（防火水槽等）：通常1/3→特例5.5/10 など

○過疎地域自立促進のための地方債（過疎対策事業債）

- ・過疎地域における施設整備や地域医療の確保、集落の維持・活性化等に必要経費については、地方財政法に定める場合以外の経費についても「過疎対策事業債」をもってその財源とすることができます。
- ・また、将来の財政負担を軽減するため、元利償還金の7割が後年度に交付税措置されることになっており、市町村は残りの3割を負担すればよいことになっております。

◆旧青谷町の指定

新過疎法の対象基準4項目のうち1項目に該当することにより適用となりますが、旧青谷町は2項目に該当し、平成22年4月1日に該当になりました。

- ・昭和35年から昭和60年までの人口減少率が20%以上⇒20.3%
- ・高齢化の割合が16パーセント以上⇒17.6%

過疎地域自立促進特別措置法の一部改正法律案の要点等について

地域づくり支援局中山間地域振興課

現 状

- ・過疎対策法は、10年間の時限立法として、昭和45年に議員立法され、以後3回名称を変え新法が制定され、現在に至っている。
- ・現行の過疎法については本年度末失効予定であったが、過疎地域自立促進特別措置法一部改正法律案が3月10日に参議院で可決・成立し、平成22年4月1日から施行。
- ・延長期間は平成28年3月31日までの6年間。

〔主な改正点について〕

1 指定地域について

(1) 現行過疎法で指定されている団体は、引き続き指定【継続】

【現行指定団体（8団体）】

- 全部指定 … 若桜町、智頭町、日野町、日南町
- 一部指定 … 鳥取市（旧佐治村、旧用瀬町、旧青谷町）、八頭町（旧八東町）、湯梨浜町（旧泊村）、伯耆町（旧溝口町）

(2) (1) 以外の団体で、以下の①及び②の要件に該当する団体が追加指定【拡充】

【追加対象団体（4団体）】

- 岩美町、三朝町、大山町、江府町

※本県県土面積に占める過疎指定地域面積比率 37.4% → 56.5%

(追加指定要件)

人口、財政力等直近データをもとに、最近の厳しい状況を反映して追加要件を設定

追 加 要 件	該 当 団 体
①人口要件(以下のいずれか)	
ア)昭和35年～平成17年の45年間の人口減少率が33%以上	江府町
イ)昭和35年～平成17年の45年間の人口減少率が28%以上で、かつ、高齢者比率(65歳以上)が29%以上、又は、若年者比率(15歳以上30歳未満)が14%以下である ※ただし、ア、イの場合昭和55年～平成17年の25年間で10%以上人口が増加している団体は除く。	三朝町、大山町
ウ)昭和55年～平成17年の25年間の人口減少率が17%以上である	岩美町
②財政力要件	
平成18年～20年度の3カ年平均が0.56以下である	岩美町、三朝町 大山町、江府町

2 過疎対策事業債の対象事業の追加

(1) ハード事業の対象施設の追加【拡充】

【追加】認定こども園、図書館、太陽光等自然エネルギーを利用するための施設

【変更】小中学校の校舎等（「適正規模にするための統合に伴い必要となる」という要件がなくなる）

【継続】市町村道・農道・林道・漁港関連道、漁港・港湾、地場産業振興に資する施設、観光・レクリエーション施設、電気通信施設、下水処理施設、公民館・集会施設、消防施設、高齢者の保健・福祉向上・増進施設、保育所・児童館、診療施設、地域文化振興施設、集落整備のための用地・住宅

(2) ソフト事業への対象拡大【新規】（条文は下段※を参照）

地域医療の確保、住民の交通手段の確保、集落維持及び活性化事業、住民が安全・安心に暮らせる地域社会実現のための事業で市町村「計画」に定めるもの（基金の積み立てを含む）で、人口、面積、財政状況等を考慮し定める額の範囲内で認められる。→ 市町村「計画」の策定が必要。

3 特別措置の拡充

(1) 減価償却特例対象事業の追加【拡充】

国税に係る特別償却を行うことが出来る事業の追加・廃止

【追加】情報通信技術利用事業（コールセンター）

【廃止】ソフトウェア業

【継続】製造業、旅館業

(2) 地方税の課税免除措置等対象事業の追加【拡充】

地方税（法人事業税、不動産取得税）の課税免除又は不均一課税に伴う措置の対象業種の追加・廃止

【追加】情報通信技術利用事業（コールセンター）

【廃止】ソフトウェア業

【継続】製造業、旅館業、畜産業、水産業

4 過疎地域自立促進方針等の策定に係る義務づけ見直し

県が策定する「過疎地域自立促進方針」（以下「方針」）、県及び市町村が策定する「過疎地域自立促進計画」（以下「計画」）の策定の義務づけが廃止（できる規定へ）。

→ ただし、過疎対策事業債を起債する場合、県が策定する「方針」に基づき、市町村が策定する「計画」に事業が定められていることが前提になるため、今回の義務づけ廃止による事務の軽減は見込まれない。

※過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案による条文

第12条（過疎地域自立促進のための地方債）

（一項 省略）

二 前項に規定するもののほか、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域の市町村が市町村計画に定めるもの（当該事業の実施のために地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定により設けられる基金の積み立てを含む。次項において「過疎地域自立促進特別事業」という。）の実施につき当該市町村が必要とする経費（出資及び施設の整備につき必要とする経費を除く。）については、地方財政法第5条各号に規定する経費に該当しないものについても、人口、面積、財政状況その他の条件を考慮して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内に限り、地方債をもってその財源とすることができる。

中山間集落实態調査集計結果

平成28年2月10日 地域振興会議資料

【対象】	2,133世帯（青谷町全域）
【回答】	1,516部（回収率71%）
【実施時点】	平成27年9月1日現在
【目的】	市町村合併後、人口減少・高齢化が進む青谷地域において、集落实態調査を実施し、今後の施策に活かしていく。

各地区回答状況

地区	全世帯	回収数	回収率	有効回答数
日置	361	310	86%	274
日置谷	258	200	78%	182
勝部	214	98	46%	92
中郷	403	243	60%	226
青谷	897	665	74%	595
計	2,153	1,516	71%	1,369

データの見方・集計について

便宜上、小数第2位を四捨五入しており、合計が100%にならない場合があります。
要求形式に沿わない回答が多く見られた設問の集計はしていません。
図表において、実際の設問表現を簡略化している場合があります。
設問に対して未回答があるため、合計数が異なる項目があります。

総括

今回の集落实態調査で、住民の方が地域をどのように感じているのか、何を必要としているのか、集落の維持活性化をどのように考えているのかといった観点で集計しました。

青谷町への居住意識については、「これからも住み続けたい」「住みたくないが住む」を合わせて約8割あり、今後も現住所に住み続ける意思が確認できました。また、その理由として、家や土地等の財産があるといった理由だけでなく、「生まれ育った所だから」の回答が多く、地域の愛着が強いことがわかりました。

家族内における後継者については、後継者がいると答えた方のうち、43%が後継者とは別居と答え、その理由として、「就職先がない」とした回答が一番多く、雇用の場の確保が課題となっている。

日常生活する上での不安に思うことについては、「病院や買い物に行くのに交通が不便」「除雪が大変」「獣害がある」「身近に買い物ができる場所がない」といった回答が多く、交通対策や有害鳥獣対策が望まれています。また、生活に関し行政に協力してほしいことはありますか、については、「市道・県道以外の除雪」他に「バス運行数の増便」といった意見も多くありました。

集落内の暮らしの安全についての不安に思うことでは、「獣害がある」「災害時避難できる場所がない」「災害の発生しやすい場所がある」といった意見が多くありました。一方で、「特に不安はない」といった回答も多く、住民の方の感じ方に差異がありました。

今後のむらづくりについて、集落の人口減少を感じていますか、については、「感じる」「少し感じる」を合わせると約85%近くの方が感じています。また、今後、集落の維持又は活性化をしたいですか、についても、「したい」「ややしたい」とされた方が61%ありました。さらに、集落の維持・活性化のためにしてみたいことについては、「休耕田・荒れた畑の活用」「集落内の交流を盛んにする」「バスに代わるタクシー・代用バス」といった回答が上位を占めました。

以上、人口減少により、雇用確保、交通対策、農地保全、集落の活性化等といった課題が見えてきました。

各地区の特徴

【日置地区】

現在、生活する上で不安がありますかについて、「病院や買い物時の交通機関が不便」「身近に買い物できる場所がない」の回答が多く、また、これに関して行政に協力してほしいことについても「バス運行便の増便」の回答が上位となっている。さらに、今後、集落の維持活性化のためにしてみたいことについても、「バスに代わるタクシー・代用バス」の回答が多く、交通対策に関心が高い。

【日置谷地区】

現在、生活する上で不安がありますかについて、「農地や山林の管理」「獣害がある」の回答が上位となっている。また、集落内の暮らしの安全について不安に思うことについても、「獣害がある」の回答が多く、さらに、今後、集落の維持活性化のためにしてみたいことについても、「休耕田・荒れた畑の活用が」が上位となるなど、農林業に対する関心が高い。

【勝部地区】

買物は、どうされていますか、について、「移動販売を利用している」が他地区に比べ多かった。現在、生活する上で不安がありますかについて、「農地や山林の管理」「獣害がある」の回答が多く、これに関して行政に協力してほしいことについても「バス運行便の増便」の回答が上位となっている。さらに、今後、集落の維持活性化のためにしてみたいことについても、「バスに代わるタクシー・代用バス」の回答が多く、交通対策に関心が高い。

【中郷地区】

現在、生活する上で不安がありますかについて、「病院や買い物時の交通が不便」「獣害がある」が上位となっている。集落内の暮らしの安全について不安に思うことについて、「獣害がある」と並んで「災害時に避難できる場所がない」が多く、避難場所の確保が望まれている。

【青谷地区】

現在、生活する上で不安がありますかについて、「病院や買い物時の交通が不便」「大きな病院がない」が多く、集落内の暮らしの安全について不安に思うことについて、「災害が発生する場所がある」「川の氾濫する場所がある」といった回答が上位となっている。

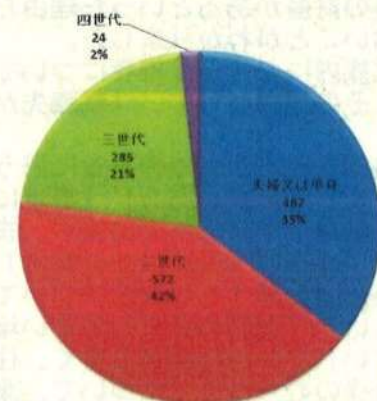
集計結果

○現在の家族の状況について調査するものです

・同居の家族の状況（地区別）

	夫婦・単身	2世代	3世代	4世代	無回答
日置	104	115	50	5	
日置谷	45	87	50	1	
勝部	28	35	27	2	
中郷	76	105	40	4	
青谷	234	230	118	12	1
全体	487	572	285	24	1

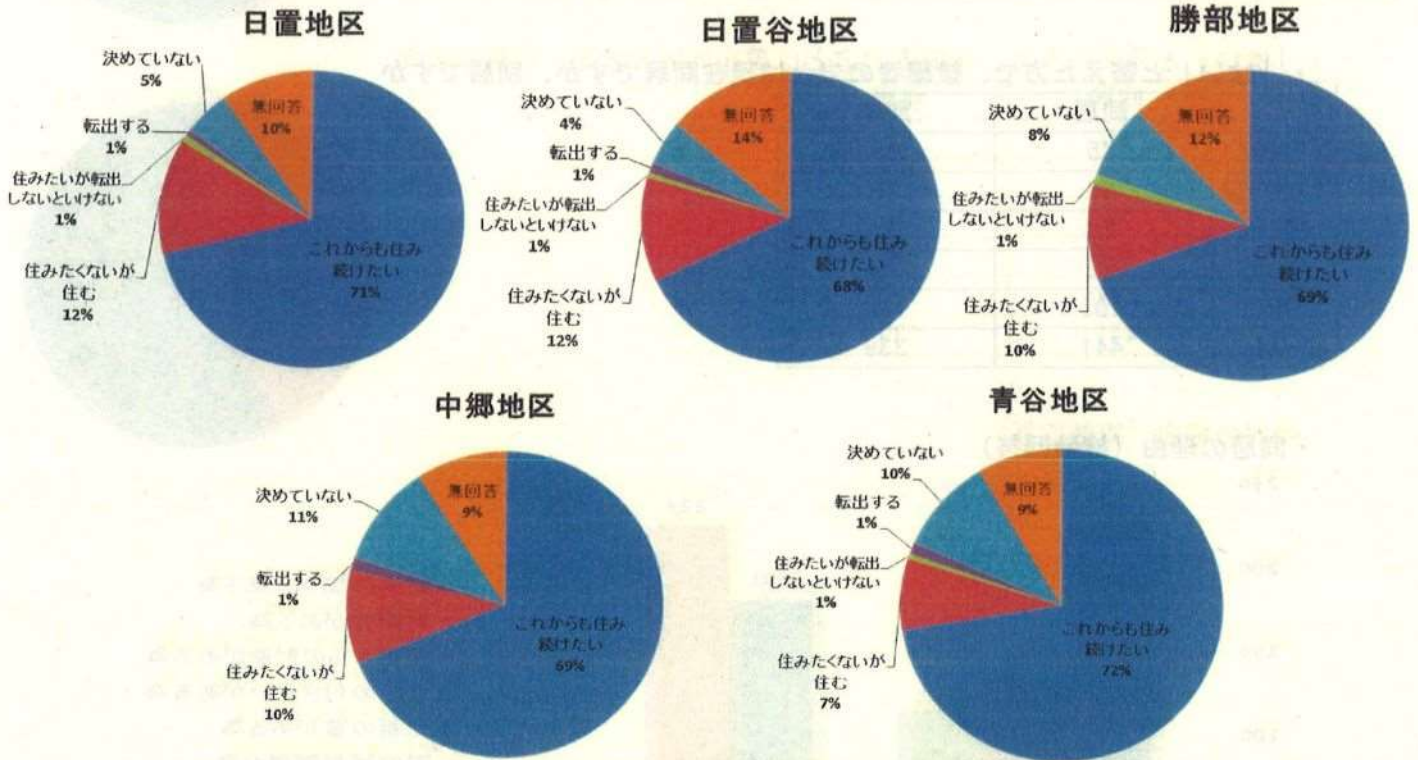
同居家族の世代



○青谷町への居留意識について調査するものです

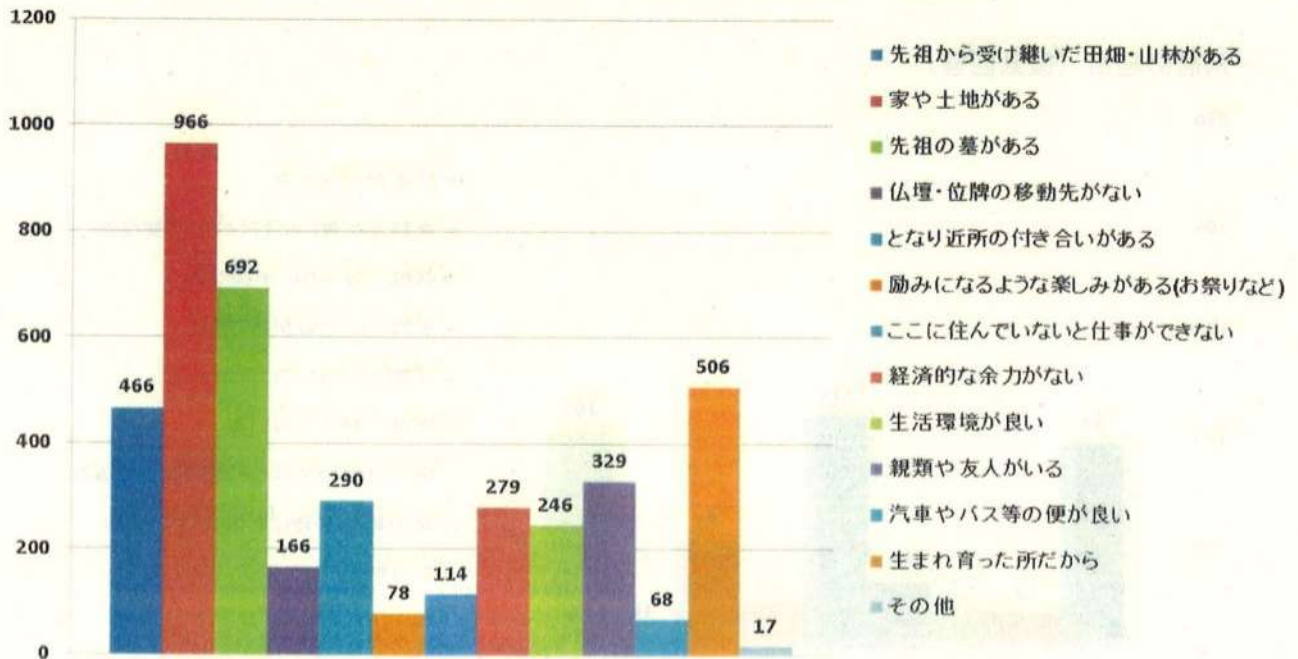
・今後も現住所に住み続ける予定ですか（地区別）

	これからも住み続けたい	住みたくないが住む	住みたいが転出し ないといけない	転出する	決めていない	無回答
日置	192	34	2	2	13	27
日置谷	122	21	1	2	9	25
勝部	63	9	1	0	7	11
中郷	154	22	0	3	24	21
青谷	421	43	3	7	57	50
全体	952	152	7	14	110	134



※約70%の方が「今後も住み続けたい」との意向を持っている

・「これからも住む」「住みたくないが住む」と答えた方の理由（複数回答）

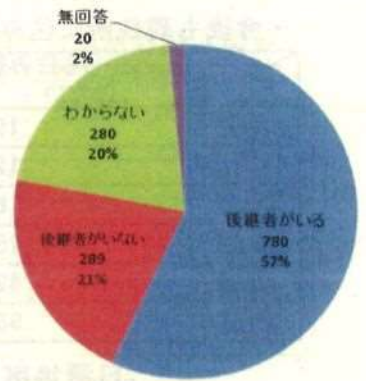


※生まれ育った所だから」といった地域に愛着をもっている方が多い

○今後の家族の後継者について調査するものです

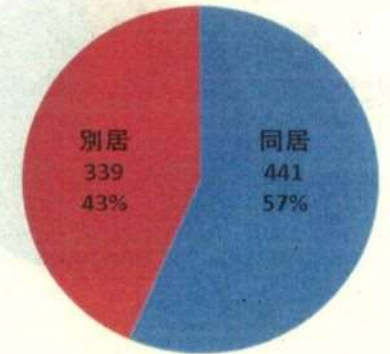
・家族内において後継者はいますか（地区別）

	はい	いいえ	わからない	無回答
日置	154	64	51	5
日置谷	95	35	46	7
勝部	49	26	16	1
中郷	131	36	58	0
青谷	351	128	109	7
計	780	289	280	20

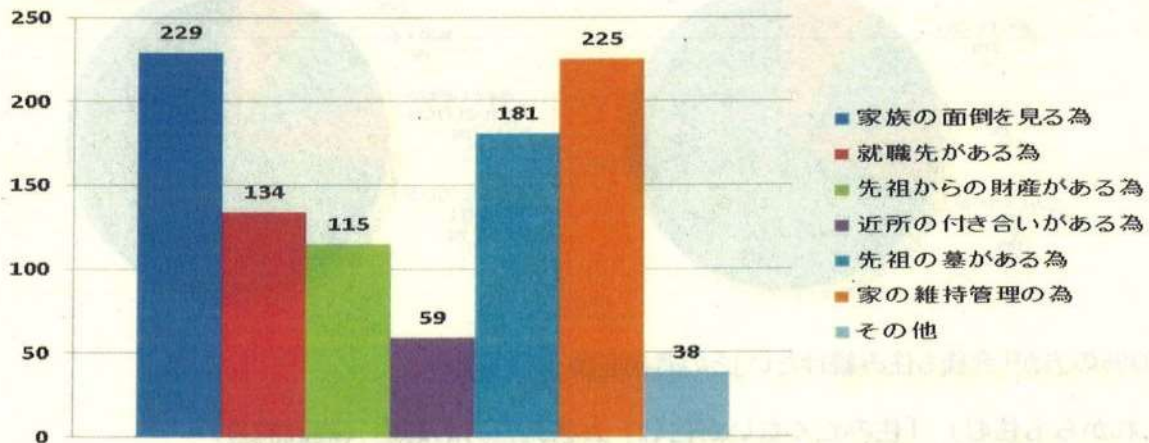


・「はい」と答えた方で、後継者の方とは現在同居ですか、別居ですか

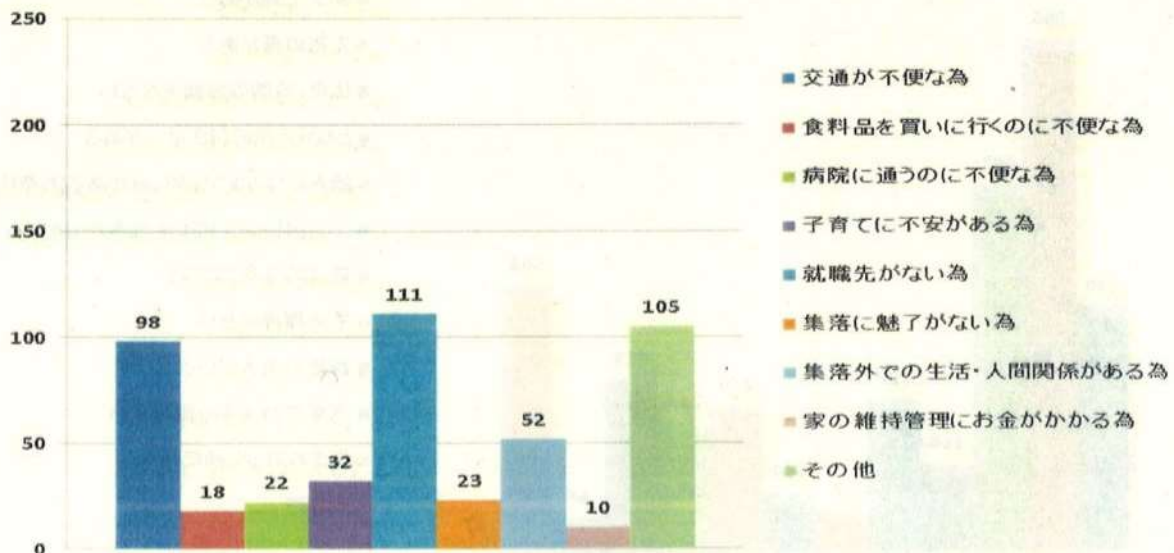
	同居	別居
日置	85	69
日置谷	65	30
勝部	28	21
中郷	72	59
青谷	191	160
計	441	339



・同居の理由（複数回答）



・別居の理由（複数回答）



※雇用の場の確保と交通対策が課題となっている

○買い物について調査するものです

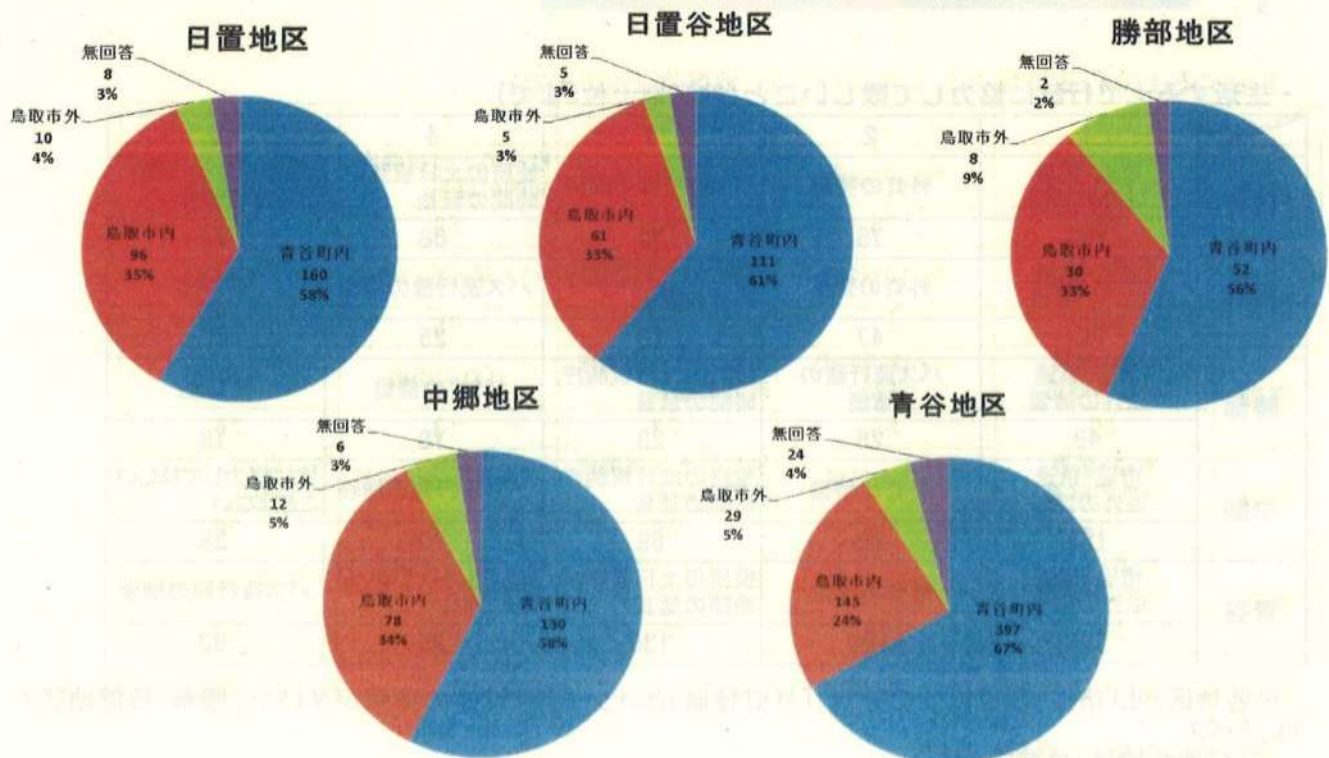
・普段の買い物（食料品）はどうされていますか（地区別上位5位まで）

	1	2	3	4	5
日置	自分で行く	家族に頼んでいる	家族に連れて行ってもらう	移動販売を利用している	近所の人に連れて行ってもらう
	238	118	74	41	11
日置谷	自分で行く	家族に頼んでいる	家族に連れて行ってもらう	移動販売を利用している	その他
	157	97	49	14	7
勝部	自分で行く	家族に頼んでいる	移動販売を利用している	家族に連れて行ってもらう	その他
	83	43	26	25	5
中郷	自分で行く	家族に頼んでいる	家族に連れて行ってもらう	その他	移動販売を利用している
	212	128	63	24	18
青谷	自分で行く	家族に頼んでいる	家族に連れて行ってもらう	移動販売を利用している	その他
	539	268	188	43	28

※移動販売を利用されている方が、勝部地区で3番目、日置、日置谷地区でも4番目となっており、一定の利用がある

・普段どこで食料品を買われているか（地区別）

	青谷町内	鳥取市内	鳥取市外	無回答
日置	160	96	10	8
日置谷	111	61	5	5
勝部	52	30	8	2
中郷	130	78	12	6
青谷	397	145	29	24
全体	850	410	64	45



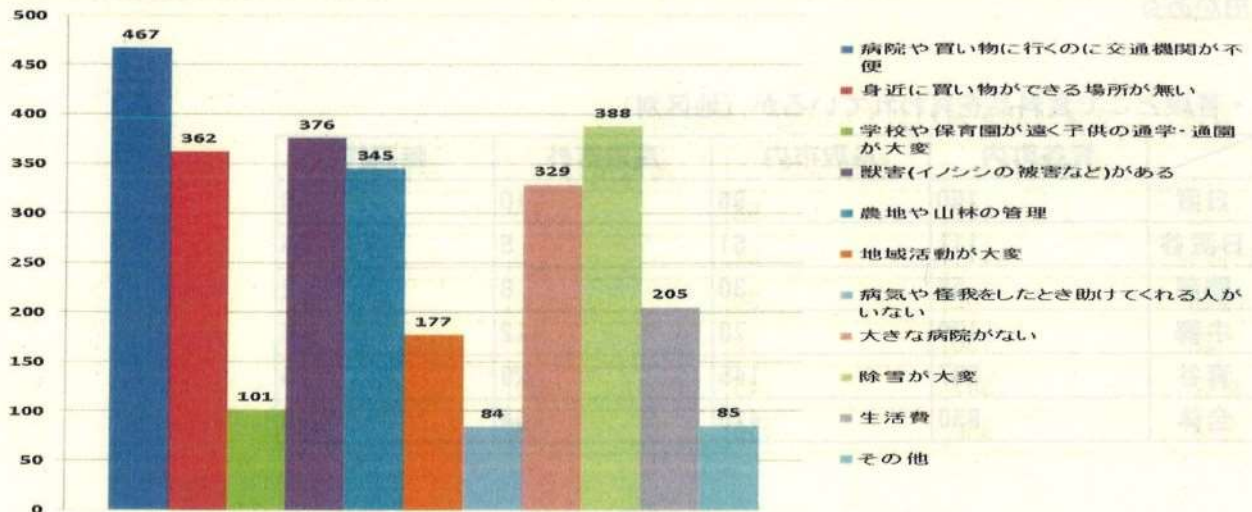
○日常生活について調査するものです

・現在、生活する上で不安はありますか(地区別上位5まで)

	1	2	3	4	5
日置	獣害がある	病院や買い物時の交通機関が不便	身近に買い物できる場所がない	除雪が大変	農地や山林の管理
	113	109	103	89	69
日置谷	農地や山林の管理	獣害がある	除雪が大変	病院や買い物時の交通機関が不便	身近に買い物できる場所がない
	83	72	64	45	41
勝部	獣害がある	農地や山林の管理	病院や買い物時の交通機関が不便	身近に買い物できる場所がない	除雪が大変
	66	37	33	32	28
中郷	病院や買い物時の交通機関が不便	獣害がある	除雪が大変	農地や山林の管理	身近に買い物できる場所がない
	89	75	69	64	57
青谷	病院や買い物時の交通機関が不便	大きな病院がない	除雪が大変	身近に買い物できる場所がない	生活費
	191	180	138	129	108

※農村部(日置、日置谷、勝部地区)では「獣害」、街中(青谷地区)では「病院や買い物時の交通が不便」といった

(全体：複数回答)

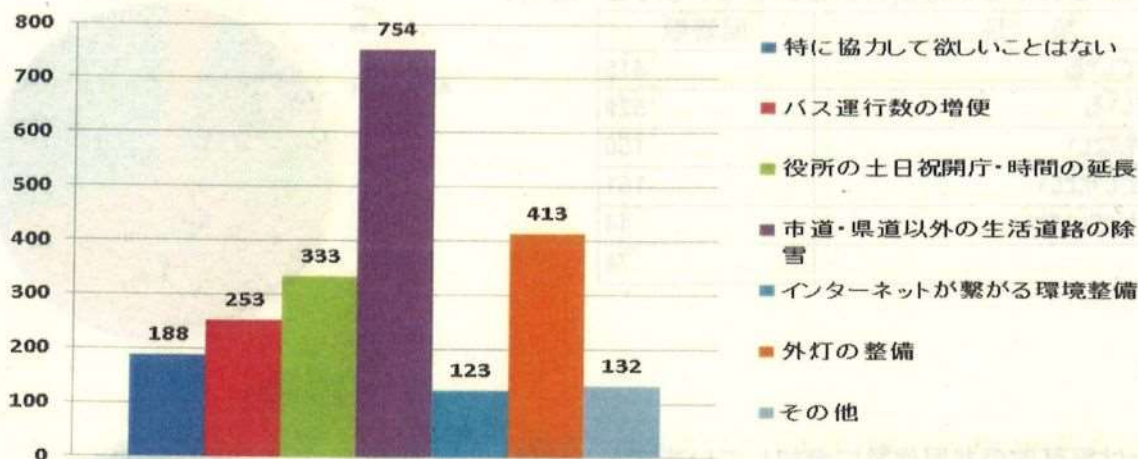


・生活する上で行政に協力して欲しいこと(地区別上位5まで)

	1	2	3	4	5
日置	市道・県道以外の除雪	外灯の整備	バス運行数の増便	役所の土日祝開庁時間の延長	インターネットが繋がる環境整備
	163	75	70	68	44
日置谷	市道・県道以外の除雪	外灯の整備	役所の土日祝開庁時間の延長	バス運行数の増便	その他
	111	47	43	25	20
勝部	市道・県道以外の除雪	バス運行数の増便	役所の土日祝開庁時間の延長	外灯の整備	その他
	49	25	23	18	16
中郷	市道・県道以外の除雪	外灯の整備	役所の土日祝開庁時間の延長	バス運行数の増便	特に協力してほしいことはない
	135	80	69	40	28
青谷	市道・県道以外の除雪	外灯の整備	役所の土日祝開庁時間の延長	特に協力してほしいことはない	バス運行数の増便
	296	193	130	95	93

※各地区とも「市道・県道以外の除雪」「外灯整備」といった道路関連の要望が多いが、勝部・日置地区では、「バス運行数の増便」の要望も多い

・生活する上で行政に協力してほしいこと（全体複数回答）



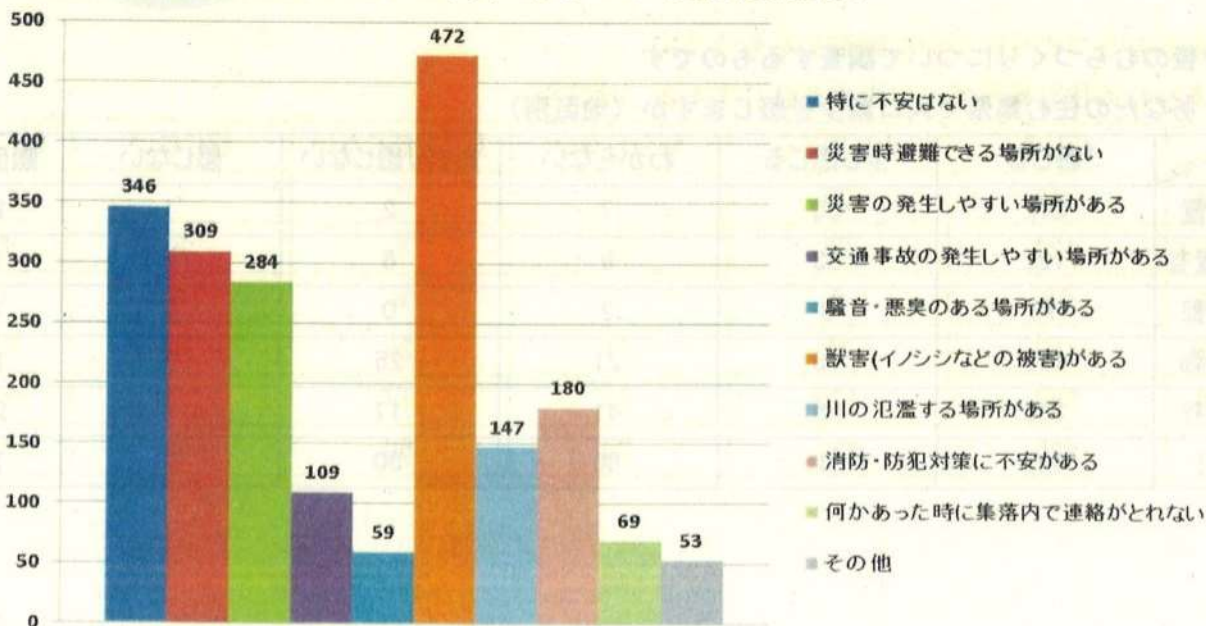
○集落内の暮らしについて調査するものです

・集落内の暮らしの安全について不安に思うこと（地区別上位5まで）

	1	2	3	4	5
日置	獣害がある	災害時に避難できる場所がない	災害が発生しやすい場所がある	特に不安はない	集落内で消防・防犯対策に不安がある
	149	76	55	45	40
日置谷	獣害がある	災害が発生しやすい場所がある	災害時に避難できる場所がない	集落内で消防・防犯対策に不安がある	特に不安はない
	104	50	46	25	25
勝部	獣害がある	災害が発生しやすい場所がある	災害時に避難できる場所がない	集落内で消防・防犯対策に不安がある	川の氾濫する場所がある
	77	27	24	12	9
中郷	獣害がある	災害時に避難できる場所がない	特に不安はない	災害が発生しやすい場所がある	集落内で消防・防犯対策に不安がある
	85	75	54	43	27
青谷	特に不安はない	災害が発生しやすい場所がある	災害時に避難できる場所がない	川の氾濫する場所がある	集落内で消防・防犯対策に不安がある
	213	109	88	87	76

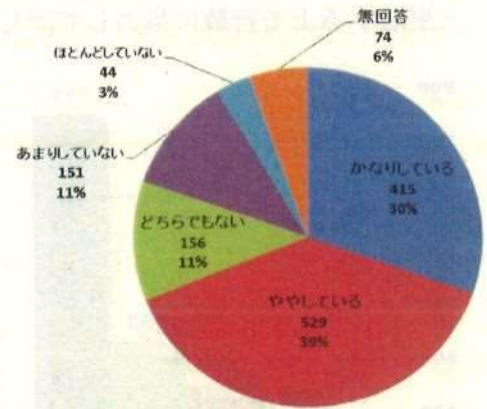
※青谷地区以外では、「獣害がある」といった回答が一番多く、大きな課題となっている。

・集落内の暮らしの安全について不安に思うこと（全体複数回答）



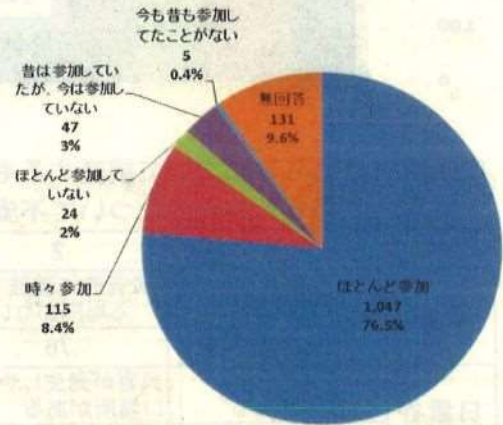
・あなたはどれくらい近所付き合いしていますか（全体）

項目	回答数
かなりしている	415
ややしている	529
どちらでもない	156
あまりしていない	151
ほとんどしていない	44
無回答	74



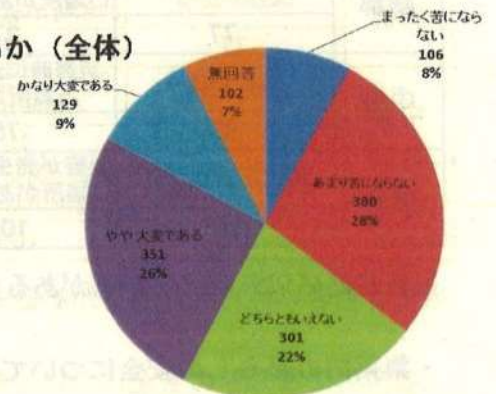
・あなたは集落内の共同作業に参加していますか（全体）

項目	回答数
ほとんど参加	1,047
時々参加	115
ほとんど参加していない	24
昔は参加していたが、今は参加していない	47
今も昔も参加してたことがない	5
無回答	131



・集落で行われている共同作業や役回りについてどう思われるか（全体）

項目	回答数
まったく苦にならない	106
あまり苦にならない	380
どちらともいえない	301
やや大変である	351
かなり大変である	129
無回答	102

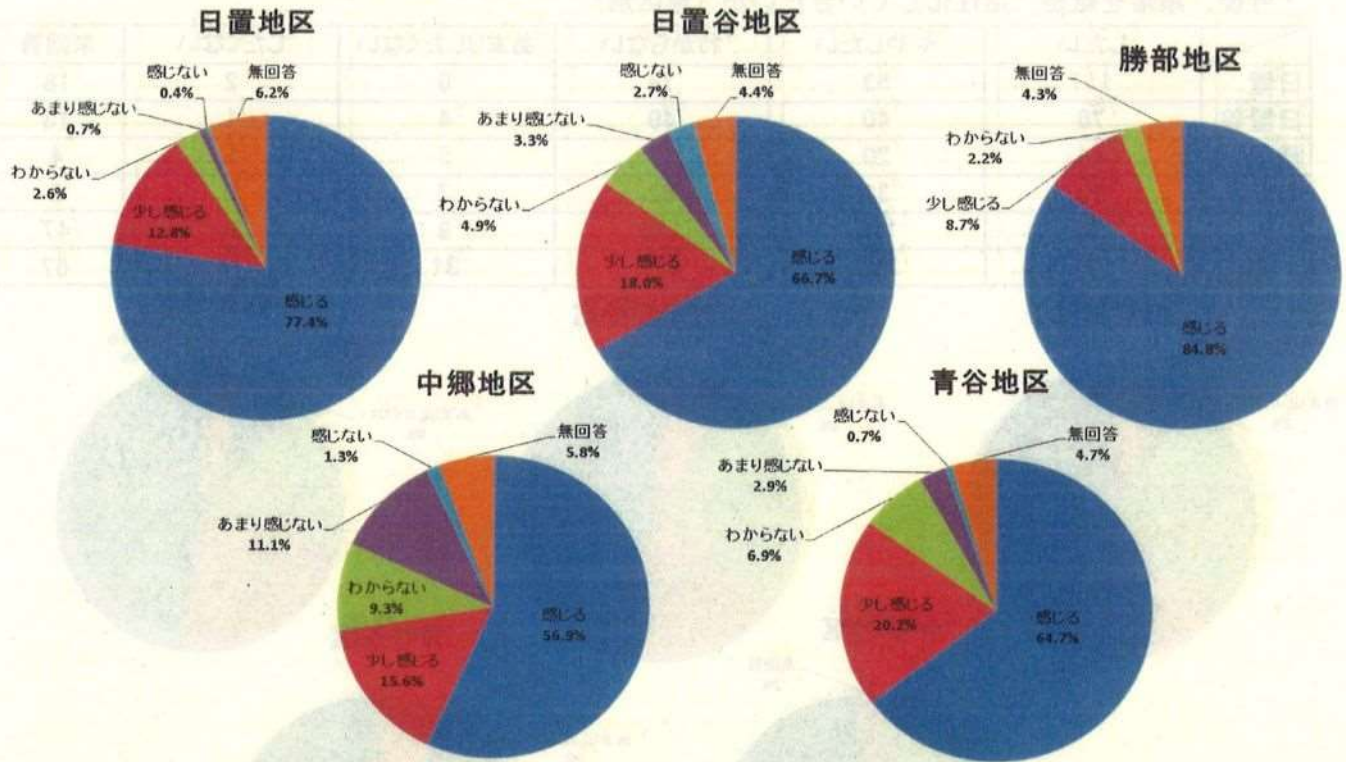


○今後のむらづくりについて調査するものです

・あなたの住む集落で人口減少を感じますか（地区別）

	感じる	少し感じる	わからない	あまり感じない	感じない	無回答
日置	212	35	7	2	1	17
日置谷	122	33	9	6	5	8
勝部	78	8	2	0	0	4
中郷	128	35	21	25	3	13
青谷	385	120	41	17	4	28
計	925	231	80	50	13	70

・あなたの住む集落で人口減少を感じますか（地区別）

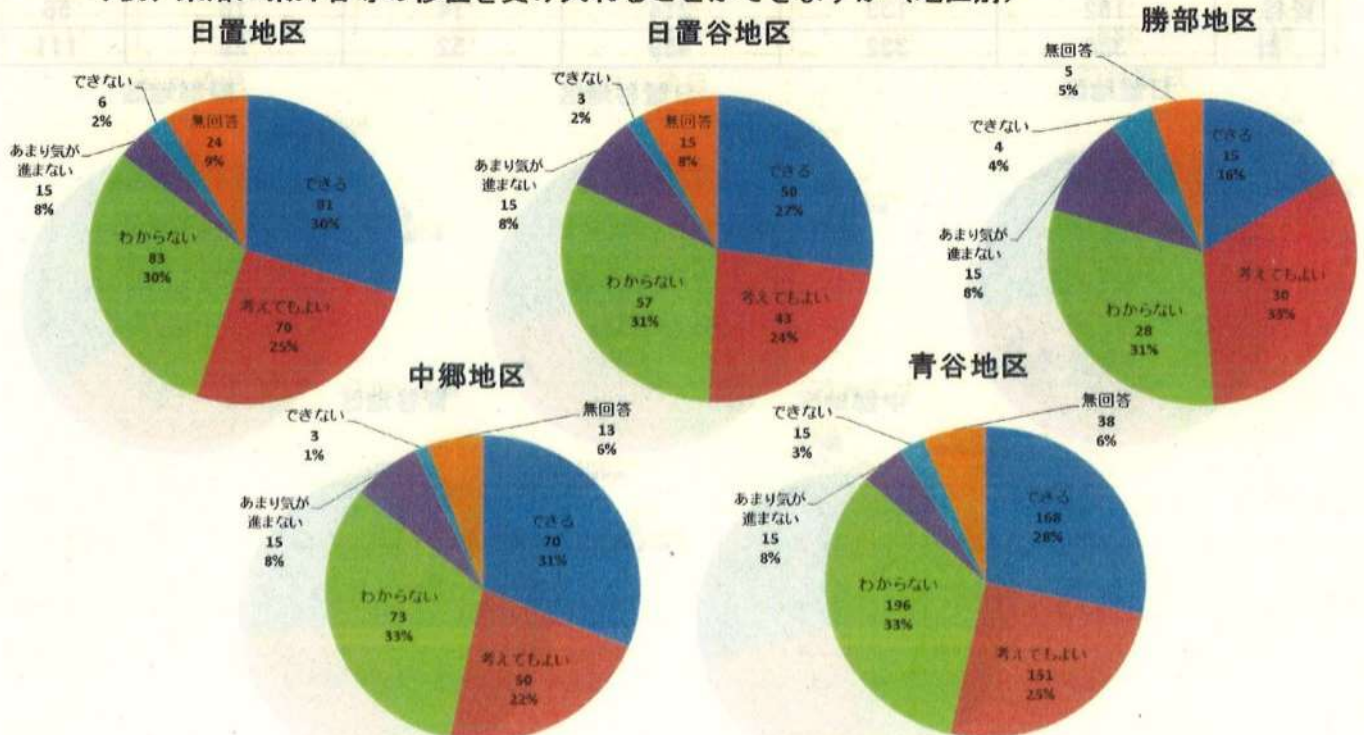


※「感じる」「少し感じる」を合わせると約85%の方が人口減少を感じており、特に勝部・日置地区でその率が大きい。

・今後、集落に県外者等の移住を受け入れることができますか（地区別）

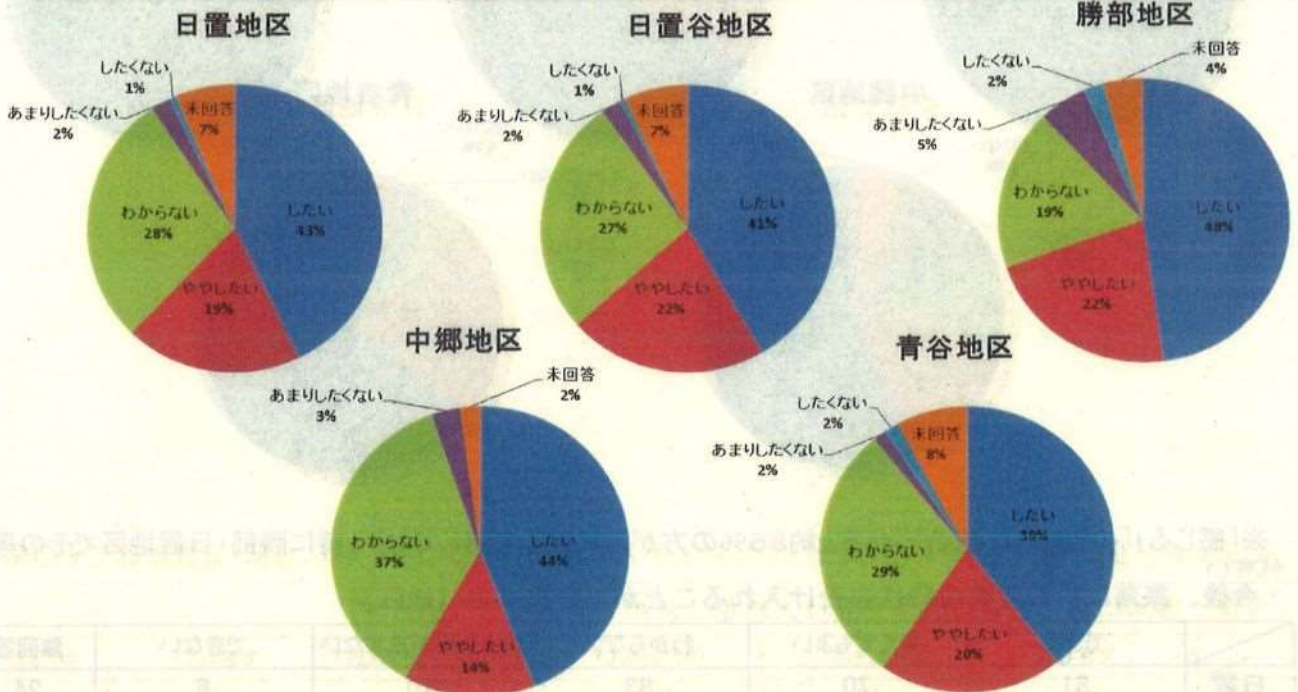
	できる	考えてもよい	わからない	あまり気が進まない	できない	無回答
日置	81	70	83	10	6	24
日置谷	50	43	57	15	3	15
勝部	15	30	28	10	4	5
中郷	70	50	73	16	3	13
青谷	168	151	196	27	15	38
計	384	344	437	78	31	95

・今後、集落に県外者等の移住を受け入れることができますか（地区別）



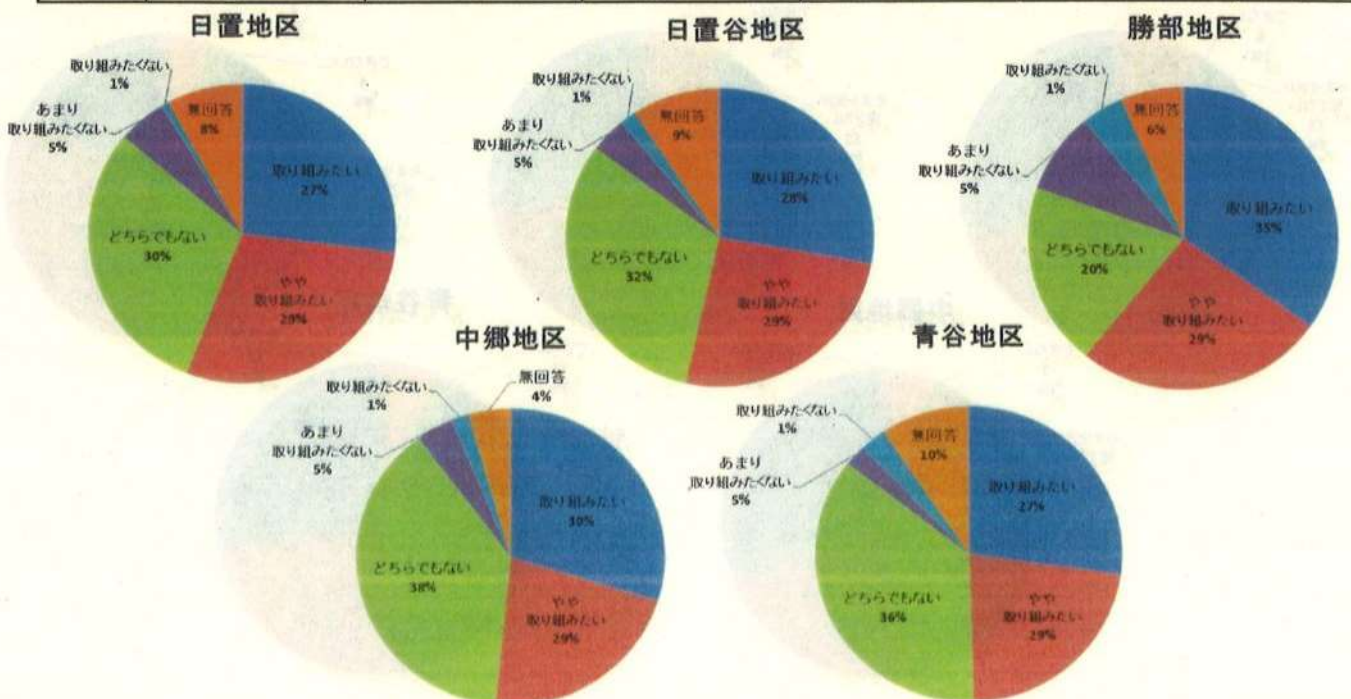
・今後、集落を維持・活性化していきたいか（地区別）

	したい	ややしたい	わからない	あまりしたくない	したくない	未回答
日置	117	53	78	6	2	18
日置谷	76	40	49	4	1	13
勝部	44	20	17	5	2	4
中郷	99	32	82	7	0	5
青谷	235	120	175	9	9	47
計	571	265	401	31	14	87



・今後、集落の維持・活性化を行政と協働で取り組みたいか（地区別）

	取り組みたい	やや取り組みたい	どちらでもない	あまり取り組みたくない	取り組みたくない	無回答
日置	74	79	83	14	2	22
日置谷	51	47	58	7	3	17
勝部	32	24	18	8	4	6
中郷	67	49	86	9	4	10
青谷	162	133	214	14	16	56
計	386	332	459	52	29	111



・今後集落の維持・活性化のためにしてみたいこと(地区別上位5まで)

	1	2	3	4	5
日置	休耕田・荒れた畑の活用	バスに代わるタクシー・代用バス	集落内の交流を盛んにする	商店誘致・移動販売誘致	特産品の生産販売・PR
	106	71	56	51	42
日置谷	休耕田・荒れた畑の活用	特にない	集落内の交流を盛んにする	バスに代わるタクシー・代用バス	集落外からの移住を勧める
	49	41	39	29	20
勝部	休耕田・荒れた畑の活用	バスに代わるタクシー・代用バス	集落内の交流を盛んにする	集落外との交流を盛んにする	特にない
	32	26	18	18	15
中郷	特にない	集落内の交流を盛んにする	休耕田・荒れた畑の活用	バスに代わるタクシー・代用バス	商店誘致・移動販売誘致
	61	54	51	49	42
青谷	休耕田・荒れた畑の活用	集落内の交流を盛んにする	特にない	学校とは別に子供が遊べる場所の整備	集落外からの移住を勧める
	122	121	109	108	107

(全体複数回答)

